

Title	附録 懷徳堂舊記
Author(s)	
Citation	懷徳. 1934, 12
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/88923
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

懷德堂舊記

校者云、別項所載の如く、昨八年秋中井木菟磨呂氏より、懷德堂甲種遺物として四十七點を本堂に寄贈せられたり、其の内記録類は、大部分未だ世に流布せられざるものなるを以て、今回本誌の附録として、兩回に分ち收載することとせり。

原本もと句讀を附せず、依て令便宜の爲句讀を施し、また變體假名は、大抵通行の假名に改めたり。内容を明かにする爲、番號を附したる目次を作り、本書欄外にも亦同じく之を標記し、以て檢索に便せり、また本文の旁に格弧を施して注記せる所あり、皆校者の爲る所なり、讀者乞ふこれを諒せよ。

一、學問所建立記録 一冊

原書は寶曆八年八月、中井竹山の自筆に係る、學問所建立の次第を詳細に記せるものなり。

一、懷德堂定約 一冊

右は三宅石菴高弟中村良齋自筆の草稿を、享保二十年七月三宅春樓(?)自筆のものご二種あるが如きも、今佚せり、明治四十四年幸田成友氏が、懷德堂舊記と題する小冊子を頒布し、其の内に是書を收められたるが、それによれば大阪の森本專助氏所藏の懷德堂記(原本無題)より抄出せる由見ゆ、校者未だ之を見ず、因て茲には西村碩園博士の小天地閣叢書中に收められし懷德堂記録中より抄出する事とせり。

本書は學問所の由來、及び規約など七條を記せり。

一、懷德堂定約附記 一冊

原書は寶曆八年三宅春樓の自筆に係るものなり、定約以外の雜件五條を記せり。

一、懷德堂内事記 一冊

原書は中井竹山の自筆に係る、享保九年五月より天明三年三月に至る約六十年間、學問所内に起りたる學事に關する事項、凡て八十餘條を記せり。

一、懷德堂外事記 一冊

原書は内事記と同じく竹山の自筆に係る、享保十一年より安永九年に至る約五十五年間、主として學問所の奉行所に對する諸事項七十三條を記録せるものなり。

目次

○學問所建立記録

- 一、三宅石菴と多松堂
- 二、中井登菴五同志と共に懷德堂を建つ
- 三、將軍吉宗の學問獎勵
- 四、學問所設立内議
- 五、學問所設立の出願
- 六、設立許可
- 七、懷德堂落成、登菴預人となる
- 八、石菴開講
- 九、石菴歿す
- 十、學問所敷地拜領
- 十一、本書記録の次第

(終)

○懷德堂定約

- 一、學問所創立免許
- 二、講談の課目
- 三、學主の招聘
- 四、學主世襲を禁ず
- 五、同志の會合
- 六、少年の教導
- 七、中村良齋と定約

(終)

○懷德堂定約附記

- 一、學主世襲の禁を解く
- 二、學主と預人
- 三、學主預人の候補見立

四、異學者を招かず

五、醫書詩文集を講ずるを許す

(終)

十三、年行司を廢す

十四、懷德堂定約成る

十五、壁署の末節を改む

十六、土藏を建つ

十七、五井蘭洲來住

十八、贅菴の母歿し贅菴病む

十九、三宅春樓宅普請

二十、火後懷德堂の新造

二一、贅菴暫く學寮に移る

二二、贅菴歿す

二三、贅菴遺狀の其一

二四、同 其二

二五、春樓學主、中井竹山預人となる

二六、長崎克之同志を諾す

二七、學主預人新任の掲示

○懷德堂内事記

一、懷德堂、學問所建立次第

二、壁署定三箇條

三、開講と講師

四、日講の書籍

五、毎月の會合と休日

六、謝意の定書三條

七、更に謝儀の定書七條

八、三宅石菴歿す

九、中井贅菴敎授

十、左右塾入替

十一、贅菴繫辭傳を講ず

十二、贅菴講堂の北に移る

- 二八、壁署の一部を改む
- 二九、春樓大學、蘭洲易傳を講ず
- 三十、一五の日を休日と定む
- 三一、講堂揭示の定書
- 三二、學寮揭示の定書
- 三三、定約附記成る
- 三四、建立記録成る
- 三五、毎月十三日集義和書を讀む
- 三六、大學講了、孟子を講ず
- 三七、小祥中初會を休む
- 三八、蘭洲病み春樓代講
- 三九、東境の溝争に就て
- 四十、一五月初會を二十日に改む
- 四一、九代將軍薨去につき休講
- 四二、易傳講了、竹山近思錄を講ず
- 四三、五井蘭洲歿す
- 四四、桃園天皇崩御につき休講
- 四五、東境の溝問題解決
- 四六、蘭洲の舊宅右塾を貸す
- 四七、右塾また空宅
- 四八、右塾普請古林正民に貸す
- 四九、借屋名目に就て
- 五十、借屋問題につき町年寄との交渉顛末
三條
- 五一、納屋及居宅を建つ
- 五二、復借屋問題に就て交渉の件四條
- 五三、後桃園天皇崩御につき休講
- 五四、春樓七十壽筵を設く
- 五五、春樓歿す
- 五六、同志竹山を推して學主とす

五七、竹山開講

五八、新刻の白鹿洞揭示

五九、竹山校風を振興し課目を定む

六十、同志會を再興す

六一、例の如く詩會を開く

六二、改めて休日を定む

六三、春樓住宅の處分

六四、左塾東を蔀關月に貸す

六五、春樓の二子堂を立退く

六六、古林正民保科家に仕ふ

○懷德堂外事記

一、町奉行所と學問所との關係

二、中井整菴帶刀す

三、御番所と佩刀

四、學問所は帶刀御免

六

五、奉行所への年中定務

六、同 年頭禮

七、同 暑中伺

八、同 八朔禮

九、同 寒中伺

十、奉行交代の送迎

十一、新奉行に對する挨拶

十二、整菴と奉行との交際

十三、奉行整菴に贈物

十四、御番所近火見舞

十五、奉行に講談

十六、學問所に駒寄を造る

十七、奉行の臨時用件

十八、竹山父の名代を勤む

十九、整菴大病を届出

(終)

- 二十、瓮菴卒去と御番所
- 三一、春樓學主、竹山預人となる事由届出
- 三二、竹山相續の贈物
- 三三、竹山兩奉行に相續挨拶
- 三四、年寄へ預人名義變更届
- 三五、學問所と借屋別
- 三六、帶刀の寄宿生を届出づ
- 三七、將軍家重薨去と八朔禮
- 三八、岡部東奉行卒す
- 三九、竹山新奉行に挨拶の經緯
- 四十、一度土用伺を止む
- 四一、足立榮安學問所居住届
- 四二、足立榮安轉居
- 四三、竹山、東奉行の子に命名
- 四四、奥津西奉行退役
- 三五、川口奉行の子に出教授
- 三六、學問所創立の入割を差出す
- 三七、曲淵新西奉行に挨拶
- 三八、西奉行進物を辭す
- 三九、西御番所と八朔禮
- 四十、右塾普請届出に就て
- 四一、右塾普請成る
- 四二、醫古林正民右塾に居住
- 四三、西御番所への進物解禁
- 四四、素讀出教授を辭す
- 四五、東奉行の參府を送る
- 四六、室賀新東奉行に挨拶
- 四七、竹山城内に登講
- 四八、尾州家より竹山兄弟に贈物
- 四九、西奉立の參府を送る

- 五十、堀田大番頭を送る
- 五一、神谷新西奉行へ挨拶
- 五二、竹山入洛講書
- 五三、復尾州家より贈物
- 五四、竹山江戸下向
- 五五、石菴遺稿を盗まる
- 五六、竹山上京
- 五七、學問所門前の捨子に就て
- 五八、捨子死亡届
- 五九、死亡せる捨子の處分に就て
- 六十、神谷西奉行參府
- 六一、京極新西奉行に挨拶
- 六二、竹山、西奉行の二子等に出教授
- 六三、西奉行よりの謝儀
- 六四、西奉行竹山に麻上下贈る
- 六五、西奉行また帷子を贈る
- 六六、學問所軒口修覆に就て
- 六七、竹山、奉行等に講談
- 六八、竹山、奉行の酒席に招かる
- 六九、東奉行轉役につきて
- 七十、安永八年の年頭禮
- 七一、土屋新東奉行に挨拶
- 七十二、諒闇中出講を辭す
- 七三、竹山旅行に就ての届出

(終)

學問所建立記録

(一) 三宅石菴
と多松堂

大阪尼ヶ崎町一丁目學問所願受候發端は、三宅石菴先生、尼崎町二丁目御靈筋御住居之時、亡父忠藏(號菴)

始而致入門候由、其節同門之内有志衆中多有之、就中三星屋武右衛門殿、道明寺屋吉左衛門殿、舟橋(中村良齋)

屋四郎右衛門殿、讚州金比羅木村平十郎殿、同平藏殿、杯引懸被致世話、同志中講會之場所取立度被

存候に付、正徳三年癸巳八月、安土町二丁目北側之家、表口四間裏行二十間之所、諸同志掛銀を以買

取、講舍多松堂建立有之、從遊之徒日々多、六七年も打過候所、右同志掛銀之人數與風、老先生御聞

被成、其内には強ち徳業之利益も無之人彼是相見へ甚御本意に不叶依之御宅替可有之旨達而被仰、不得

己、享保四年己亥八月右講舍之場所賣拂ひ、老先生は高麗橋筋三丁目亭屋三郎右衛門隱居屋敷御自分

に御借り受、御住居被成候、其節備前屋吉兵衛殿、鴻池又四郎殿、入門有之、其外生徒も益集り、講

會不絶候所、同九年甲辰三月、當大阪大火右之屋敷書籍等迄不殘燒失致し、老先生は平野郷へ御立退

被成候、平野郷之同志中打寄、御住所諸色等被取繕、同所御居住之内、武右衛門殿、吉左衛門殿、四

郎右衛門殿、吉兵衛殿、又四郎殿五人をはじめ諸同志被申合、同五月より尼崎町壹丁目北側吉左衛門

殿隱居屋敷、表口六間半、裏行二十間之燒跡に、講舍懷徳堂建立有之、同十一月老先生平野より御移

り被成候、然所老先生學友三輪善藏殿江戸表に寓居にて、大島古心様へ心易御座候、其比は有徳院様

(二) 中井繁菴
五同志共
に懷徳堂を
建つ

御時代にて、右文之治行はれ、菅彥兵衛於江戸學問所被相願、御免許被爲遊、仍而右彥兵衛事御尊被遊京大阪杯之地も學問所様之所拵置、忠孝之筋説聞せ候様に有之度もの、左様之事願出候者は有間敷哉之旨、古心様の其子息近江守様を以、上意被爲遊、古心様より善藏殿へ、右御内意被仰聞、其元心當り之者は無之哉之旨、御尋有之候に付、善藏殿答に、大阪に三宅石菴と申者、徳義衆人之服し候人柄に御座候得共、左様之義相願可申哉無心元候得は、先其門人共迄申遣し、承合可申由にて、自善藏殿、右之趣忠藏方へ委細被申越、願出候は、無相違可被仰付趣に相聞へ、則武右衛門殿四郎右衛門杯殿と忠藏内に致相談、右懷徳堂講會之場所、上より學問所に被仰付候は、慥に無退轉相續仕り、上之思召にも相背申間敷且は老師之遺跡も久遠に傳はり可申、旁以本望之義と内談一決致し候得共、老先生へ申上、若御差留被成候は、一向難相成義と態と沙汰不仕、同年冬忠藏潜に江戸表へ罷下り、善藏殿へ直談に及び罷歸り、其節老先生へも申上候處、左程之勢に相成候上はとて、共々内証御世話も有之候、同十年乙巳五月、吉左衛門殿、吉兵衛殿、忠藏同道に而、又江戸下向、忠藏は同十月迄逗留致し、大島翁にも寛々對談を得、委細之趣申上、愈可被仰付勢に内々承繕ひ歸阪、同十一年丙午春、忠藏重而罷下り年寄を以御願申上候處、御側有馬兵庫頭様、加納遠江守様にも御逢被下、達御聽奇特之義には被爲思召候へ共、上より御威光を以被仰付候事、多くは末々にて相背き候へば、表立大阪にて可願出候、於大阪御陰味之上、愈相續可仕筋に候は、其節可被仰付との儀傳承仕り、忠藏江戸發足致

〔五〕學問所設立の出願

し、いまた歸阪不致内、江戸表より御當地へ御奉書到來、石菴門人に忠藏、武右衛門、吉左衛門、四郎右衛門、吉兵衛、又四郎と申者は、大阪にて慥成者か、此度學問所之事相願候間、内々にて吟味可致旨被仰出候由、同四月忠藏罷歸り、早速當御番所に願出候趣は、^(五)尼崎町一丁目道明寺屋吉左衛門屋敷地、是迄講舎建置候場所に、西隣助松屋借屋敷、東隣尼崎屋燒地敷、之内一方差加へ學問所に取立度旨に而其節吉兵衛殿は、忠藏、伏見堀居宅之家主にて、町年寄被相務候事故、忠藏召連被罷出候、其時東御奉行は鈴木飛彈守様、西御奉行は松平日向守様に而、日向守様は御召に付御參府有之、仍而飛彈守様へ願書差出し候處、忠藏御縁側へ被召出、此願は其方師匠石菴可罷出所、其方罷出候は如何との御尋に付、忠藏荅に、石菴義は隱遯自修、中々箇様之様願出候者には無御座候、同門共打寄存立其中より私罷出候由申上、右願書御取上有之、北組惣年寄川崎屋五兵衛、南組野里屋四郎左衛門、天滿組中村左近右衛門宅に於て、武右衛門以下五人之衆中、内證御吟味有之右願書江戸表へ被遣候趣にて、同六月七日、飛彈守様、日向守様御前へ忠藏被召出、願之通於江戸被爲聞召候に付、右之場所諸役御免除地に被仰付候間、學問所に取立末々無退轉様に可相勤且又右二軒之屋敷重而御代地被下置候迄は、屋敷主へ相對可仕旨、並に兩隣之内何れの屋敷なり共、忠藏相對致し申出候上にて、屋敷主へ可被仰渡旨、御書付を以被仰出候、則東隣尼崎屋持地、表口五間裏行二十間之屋敷地相對仕申出候に^(六)付、右之趣兩屋敷主へ被仰渡、重而兩御奉行御連名之書付被下置、願之通無滯相濟、難有奉存候に付

〔六〕設立許可

(七)懷德堂落
成、黎菴預
人さなる

(八)石菴開講

忠藏早速江戸表へ罷下り、右校舎之義御引懸被下候御旁様へ、御禮申上、懷德堂普請も同時取懸り、
同八月落成致し、忠藏學問所預りに相成門内へ引移り、老先生初講、諸儒日講等相始り、學風大に致
興隆候、併其後御代地無之、右借地代差出候事難澁に相成、御代地之儀、忠藏奉願候得共、其場所無
之旨にて不被仰付、依之兩度迄拜借金奉願候得共、是又難相叶御様子にて、彼是と見合候内右差障愈
相續難仕体に相成、不得已同十五年庚戌三月、忠藏又々江戸へ罷下り年寄を以御歎申上、野呂元丈殿
杯、御取持にて達御聽候處其代いまた相渡らす候哉、左候へは可致難儀候、急に被仰遣候様にと、有

(九)石菴歿す

馬兵庫頭様、加納遠江守様御兩人へ上意被爲遊候趣にて、同四月忠藏罷歸候、同七月老先生御卒去、

(十)學問所敷
地拜領

同八月十八日兩御奉行松平日向守様、稻垣淡路守様御前へ忠藏被召出、代地之儀相應之所無之間、道
頓堀御預ケ地之内可被下置候、併所柄惡敷候へは、請取候ても可爲難儀間、右預り之者共より銀子差
出候様に被仰付候由にて、大勢之町人共御白洲へ被召出、銘々銀子差出候、總高貳拾貫目、忠藏頂戴
仕罷歸り、道明寺屋、尼崎屋二軒へ相渡し、右之場所永々拜領之地に相成、右爲御禮、同年冬忠藏又
々江戸表へ下向致し、校舎之義無殘處相濟候、最初願受候享保十一年丙午より、當寶曆八年戊寅迄三
十三年也、

但し、西御奉行松平日向守様は、川口御奉行之節より、忠藏御立入申、學問所被仰付候以後は、別
而御心易罷出候、其節川口御奉行横山左門様(ハカ)よりも、忠藏御懇意に相成候に付、享保成年左門様

忠藏罷出候砌、先達學問所御免許之節被下置候兩御奉行連名之御書付、迎之義に日州様御直筆に御認直し被下間敷哉、左候は、御書加へ被下度文言も有之候旨申上、左門様より日州様へ右御噂に被及被下候所、安問之事、隨分望之通り認め直し可遣間、其書付差越候様にと被仰候旨左門様より被仰下、則右之御書付、日州様へ忠藏持參仕候處、いまた御認直し出來不致内、日州様御參府にて、於江戸御轉役被蒙仰、御居留りに相成候に付、右御連名之御書付、終に此方へ返り不申、最初被下置候御書付而已爰許に相残り有之候、已上、

(十一)右之趣は、懷徳堂雜記、亡父忠藏文集、其外書認置候物、並に私幼少より、亡父物語に承傳候儀共、逐一考合、尙又五人之内、唯今御残り有之候四郎右衛門殿、前之吉兵衛可久殿、兩人へも相正し、委細吟味之上致記録候、最初學問所致落着候間も無之、万年先生御卒去、武右衛門殿、吉左衛門殿も相續いて彫落に而、定約たに僅に艸稿之儘にて殘候程之義、且又右之來歴は、其節人人能存知之事故取しめを記録と申も出來不申、因循二十餘年に及び、また又四郎殿も物故、古老次第に殘少に相成候に付、右記録之儀近來より、心懸候内、當六月忠藏相果候、此儘に棄置候は、末々に到り最初之義一向不相知様に成行可申事歎敷、此度諸同志申合、此一巻記し置候、御内意之筋は、一通りにては遠慮も仕事に候得共、この一義は國家徳政之一にも相立曠世之美事に候へは、無所憚、書顯はし不朽に傳候、尤元來御内意より事起り、依之、願受候義、甚重き事に御座候得は、永々公恩を欽仰し、大切に

相守り萬一公儀より御吟味も有之節は、此表を以返答可申上候、爲證案仍如件、

寶曆八年戊寅八月

右之通相違無之候、以上、

中 井 善 (積) 太 (善) 印

三 宅 才 二 (正) 郎 (誼) 印

舟 橋 屋 四 郎 右 (克) 衛 (門) 之 印

備 前 屋 可 (盈) 久 (枝) 印

中 村 東 (有) 菴 (信) 印

懷德堂定約

攝州大阪尼崎町學問所定約

(一)學問所創立免許

一、當地學問所は、享保十一年丙午四月、中井忠藏御願申上、同六月御免許之旨被仰渡候御事、君恩不淺、道之幸不可過之候、後々學主たる人は不及申、講師讀師並諸同門之者迄御恩を忘れず、諸事相敬、公儀へ對し無失禮、年頭八朔御奉行代り御禮不怠、差上物先規之通相勤可申事、

(二)講談の課目

一、學問所講談無懈怠相勤可申候、講し可申事は、四書五經其外道義之書講談致し、他之雜事講し候儀一切無用に候事、

附り、講釋聽衆減少に成候時節は、學主之心得にて、人寄之爲め詩文等之講釋はくるしからざる事之了簡にもなり可申候、左様之義は學問所御願申上候主意相違致候間、學主講師たる人守り可
在候事に候、

(三)學主の招聘

一、後來學主たる人退出、其後學主と頼可申人有之候はゞ、最初諸同門打寄相談致し、學問行跡承合一決之上、禮を厚くし招請可仕候、尤諸同門崇敬致、萬事指圖を受候様可仕候事、
附り、其任に不當人を學主に招請致間敷候は不及申候へ共、惣て助講たる人迄も、衆人の視指する所に候へは、心術行跡相嗜、口説を事とせず、身を以教候様に有度候、たとへ心には其任に不

恥様に覺候共、講釋聽衆も無數、志學之人も次第に疎遠に成候は、其任に不當と申者に候間、
 他之評議を不待、辭退可有事に候、其節に至ても猶豫之體に有之候は、諸同門相談之上、無遠
 慮斷を遂、退出之様に可致候、又學主之才徳は不足ならされども、時有て世間之學問すさみ、講
 釋聽衆無數成候は、其人之罪にあらず候間、其時は諸同門志を失はず、公恩を不忘、願主之志
 をさつし、精力をはげまし、彌講釋學談無懈怠會合致、右有無に隨ひ、力之及候程助成を加へ、
 賄方勤辨致、學問所相續成候様に可致義に候、然ども未御替地をも不被下置、此後御沙汰延引に
 罷成、其上時變諸同門世話も無數相成候は、如何様に存候共、賄方勤まり申間敷候、夫は時節
 到來不及是非候、

公義(儀)へ御願申上、此地を地主へ戻し可申候と存候、難成者を無理に相續仕候様にては、中々見苦
 敷義も出來、公恩師恩も空敷成候へは、背本意候義と存候、

右地代銀、御公儀より享保十五年庚戌八月十八日被爲下置、無相違相濟申候事、

(四)學主世襲を禁ず 一、學主たる人、其子へ直に傳候事堅く無用に候、たとへ其子才學之きりやう相見え候共、一先書生
 に致置候敷、他所へ遊學仕らせ候敷に致置、別人之宜敷に譲り、其後先學主之子愈宜敷候は、後
 の學主より又譲り候様に可仕候事、

附り、寺方の相續は一代切にて弟子譲りにて候、社家方は子譲り故、或は衰微も見わ申候、一向

宗にも看坊住持と申は末長く傳はり、大寺の子譲りなるは或は斷絶も仕候、これよき見合と存候、然ども彼看坊と申候は、門徒より甚あなとり無禮なる故、よき僧は不參候、大方凡愚之僧而已入來候、左様にては甚以氣の毒に候間、吾學主に成候人をは、諸同門より隨分崇敬いたし、何事も學主任せと申様に仕、學主には何事も同門次第と申様に仕度候、左様之交はいつにても風俗と存候、右之通に候得は、學主一代切と申事に而候、然は誰か其主に成候事を望可申候哉、人皆子孫之ためにこそ世話も仕候へと申鄙劣之倫も可有之候へ共、元來子孫のためとて取かゝり候人は、此學問所の爲には相成不申候、唯萬事を捨て、此學のため道のためと存候人こそ望にて候へは、あなたより望候人は、こなたにて望不申候、

(五)同志の會合一、同志之輩、講日之外、一月兩度はかり講堂にて會合可致事、

但、一會には書物講習致、(會カ)一切者何と無く寄合、俗談を相止め、翁問答、孝子傳、集義和書等假名

書を、(脱字アルカ)且世間之美事物語を致し、書物不案内の人もいさない、(符カ)心相互に心ありさまをも語り、先覺

之教を請て、あしきを改めよきにうつり候様に致候こそ、美實なる工夫と存候、若立志之人有て、

一步も不退不休、いそかす勤ゆかは、遅速こそあらめ、願ふ處に至候はすやあるべき、さもあらは

何より目出度事に候儘、同志之輩無中絶會合可有事に候、講堂にて舞雜に限らず、遊興かましき事

は一切致間敷義と存候、諸同門相心得、急度相守可申候事、

(六)少年の教
導

但、初會或は年賀婚禮之祝儀等之節は格別たるべし、併長座大酒無禮無之様に可相心得候事、
 讀書手習其外子供學ひ候事を、親たる人頼候へは、其時之學主へ相尋、許容之上教導可致候、學
 問所へ寄宿致させ度旨候得は、飯料之定、是又賄方帳面に記置候事、

附り、士農工商醫家それ〳〵の家業を考へ、教かた可有歟、學者醫者之子ならば讀書を第一と致
 農工商之子弟たる者は、手習算術家業入用先務と存候、萬一少年時より資質すぐれ、才智たくま
 しく修業之後、人之師範とも可成器量相見え候は、其父母へ相談いたし、得心之上ならば、學
 徳成就致し候様に仕立可申事尤に存候、左様にも無之商賣家督相續可致者ならば、讀書は四書小
 學までにて止させ候て可然候歟、子供の時のならはしにて、何心なく書物好と申者に成、分際
 あらざる事を聞覺、成長致し家職を不務、博覽に誇り、不學之人をあなとり、親族之諫を不容、
 好き生れ付をも失ひ、いつとなく不行跡に相成、親たる物後悔いたし候風俗今時不少候、加様之
 事見申候ては、世俗學問をきらひ候も尤と存候、民間學に依らざる基にても可有之歟、能々思量
 候て教導可致事と存候、

(統九)

右之通學主講師並諸同志一等に相心得可申候、此道は身より家國天下迄の治かたを修行仕候事と
 學者之常言にて候、此學問所は少分の義ながら、公儀より免許被下候事にて候、先學問所をは君
 と心得、時之老先生をは國師國老など、心得、其外講師講師諸同門はそれ〳〵の役人と心得、上

(七)中村良齋
と定約

下尊卑持合て用を調ひ候所、公なる味を合点仕申度候、か様之心得は學生之よき修行かと存候、右之一卷は、先師之高弟中村良齋之尋(マン)る所也、先師御存生之時未定、餘り不定候に付、先師にも御了簡有之、門弟四五輩へも各試書致出し候様被命候所、未定之内先師卒去、次而又良齋も逝去に候、幸に右之草稿有之候故、今度三輪執齋先生へ入高覽候處、親切篤實無殘所感心之至に候間、愈此通に相定可然由被仰候に付、此度同志連判致置候間、毎年初會之節、若年之衆中にも讀聞せ、永々相守可申候、以上、

享保廿年乙卯七月

懷德堂定約

諸	三	平	平	泉	古	三	備	鴻	道	廣	中
同	宅	野	野	屋	金	星	前	池	明	岡	井
志	才	屋	屋	五	屋	屋	屋	屋	寺	藤	忠
中	二	平	清	郎	助	庄	吉	又	屋	八	藏
	郎	作	助	兵	十	藏	兵	四	右		
				衛	郎		衛	郎	衛		

懷德堂定約附記

中村良齋被書殘候懷德堂定約、もとより賢德之譽有之人之作に候へは、公正親切の至、衆人感服する所に候へ共、草稿之事故猶相殘候事も相見へ、且時宜之相違も候へは、此度書加へ置候、

(一)學主世襲の禁を解く

一、學問所者教導を主とする場所に候へは、世上通用之父子相續之例にては、若不才不德之子孫有之時、大に背本望候事故、學主たる人其子へ直に傳候事、堅無用と被定候義、尤之公論に候へとも、萬一學主相果、相應之學主たるべき人も無之時、俄に處々方々尋求候事も難成、縦ひ有之候とも、吾黨にて無之候へは、學德兼備之人容易に招に應し申間敷候、或は聞及招請いたし候共、聞見之相違有之、不都合成儀も難計、且彼是致延引候は、差當り公邊町内も相濟申間敷候條、一概には難定候歟、仍而箇様之變有之候は、先學主之子弟若年に有之候とも、先其名前に致し置、同志中より徐に學主相撰み可申候、其節助講之人も無之候は、讀書指南等はいたし候とも、講談は暫相休可申候、又右之變に臨候節、先學主之子弟、年齢も學德も有應に候は、其儘同志中より推立候義も可有之事に候、或は後之學主たる人有之候共、品により先學主之子弟と兩人にて相務候も可然候、併先學主之子弟不肖に候は、相續不爲致、同志中より別人を取立候事は勿論之義不及申候、只時變により種々之相違は可有之事に候へとも、大抵別人之相續を常とし、子弟之相續を變と相心得、公

正之處置にて諸人心腹いたし、學問所興立之本意に不背候事、可爲第一候、

(二)學主と預人

一、良齋定約被認候節は、萬年も存命ゆへ、おのつからの學主にて、別に町儀等之世話致し候は、支配人(道明寺屋)新助有之、願主齋庵は預り人と申にて、公邊相務被申候、其節後々は學主と支配人兩人にいた

し、預り人は相止め、公邊も支配人より相務可然との評議も有之候、然處萬年も新助も死去之後、外に相應之人も無之、齋庵一人にて相兼被申候、公邊其儘學問所預りと申名目にて年來濟來候、今日之勢にては、支記人は却而無用にいたし、學主と預り人兩人有之候て、學主は教導を主とし、預り人は公務を引請候様に有之度候、左候へは生死之變又は無據辭退之事有之候ても、取計相成やす候、併是又時節之變により、學主より預り人を兼、預り人より學主を兼候事も可有之候へ共、何分遲速によらず、預人を被立置可申事に候、依之此度右之趣兩御番所へ申達し置候、勿論右之通に候へは、預り人は少々若年にて苦問敷候、其内には學行も進み、年輩も致相應候様に相成可申候、但し兩人にて相務候ては、後々争の端にも可相成様に申人も可有之候へども、左様之事仕出し候人は、一人にて相務候ても不頼敷候、

(三)學主預人の候補見立

一、人々卒病も難計候條、相續いたし兼問敷人を見立、日頃に幾人も心當いたし置候事可爲肝心候、尤講師助講讀師等幾人も有之候事、苦しかるましく候、

(四)異學者を招す

一、講師助講有之候ても、外に學德宜敷人候は、招請いたし、講談等相頼候事尤可然候、先年三輪先

(五)醫書詩文
集を講ず
る
を許す

生並河先生杯其例にて候、但し、學問に流義は有間敷事に候へ共、近年子思孟子を譏り、三教一致
と申杯、別に一流を立候異說時行申候、今様之學問は、縦ひ才徳高名之人にても、主意相違いたし
候へは、相頼候事可爲無用候、勿論決而學主に致し申間敷候、

一、四書五經道義之書而已講談致し、他之雜書講候事一切無用と申義に候へ共、餘力に詩賦文章或は
醫術をも、心懸候人へ内證にて講し聞せ、或は會讀にいたし、或は詩會文會等致候事は、格別之義
と存候、萬年も内證にて醫書詩集等講し聞せ候事も有之候、但表向之講談に致間敷事は、定約之通
可爲勿論候、

右之趣、此度衆議評之上にて附記認置候間、以來申合、彌急度相守、其扞格遺漏之義は、定約並
此附記之表に依て斟酌可有之候、以上、

寶曆八年戊寅八月

定約附記、右之通此度相定候、仍而連名如左、

三 宅 才 二 郎 謹 書 (正遊) (印)

五 井 藤 九 郎 (純讀) (印)

中 井 善 太 (積善) (印)

同 德 二 (積德) (印)

舟橋屋四郎右衛門(克之)印

同 彦太郎(守之)印

備前屋可久(盈枝)印

同 吉田氏 吉兵衛(有信)印

中 村 東 菴(有信)印

同 正 九郎(直貞)印

鴻池又四郎(成美)印

道明寺屋吉左衛門(榮與)印

平野屋基齋(榮與)印

同 平 作(榮與)印

鴻池正 作(安通)印

古金屋助十郎(入恒德)印

小川屋喜太郎(景範)印

同 清右衛門(景亮)印

和泉屋五郎兵衛(尙貞)印

鎗屋吉右衛門

同吉太郎

尼崎屋七右衛門(元之)

同市右衛門(道可)

同宗右衛門(高直)

深江屋新七(儀則)

天王寺屋九郎右衛門(長辰)

古林正民(相如)

橋本泰藏(景福)

小柳良庵

中村長次郎

橘屋富四郎(印)

林新次郎

淡路屋源右衛門(印)

同彌太郎

なにはの里に學問所をたまはりける日よみ侍る、

道のある跡ふみ見よど石の上ふるきにかへす惠をぞ思ふ

ねかふそと民のことはの露はかりこのくにふりにたすけある日を

右國詩二章、何人ノ咏スル所ヲ知ラス、一本右定約後ニ附記スル所、

懷德堂内事記

(一)懷德堂學問所建立次第

一、享保九年甲辰大阪大火之五月、石菴三宅先生之門人中村武右衛門殿、富永吉左衛門殿、長崎四郎右衛門殿、吉田吉兵衛殿、山中又四郎殿五人を始め、諸同志被申合、尼崎町一丁目北側吉左衛門殿隱居屋敷焼地に、先生之御住居並に精舎懷德堂建立有之、同十一年丙午四月、右之場所に東隣尼崎屋焼地を差加へ、學問所に取立度旨、亡父忠藏願出、同六月七日御免許、諸役御免除地學問所に被仰付、早々講堂修覆有之、先生の御住居の所を右塾に宛、東隣焼地に門並に左塾長屋等建添、同九年普請落成、先人學問所預り人に相成、京町堀住所より左塾へ引移り、公邊御禮等外様の義相務め、尤左塾狹隘に付、講堂之北に小齋建添、先人兒輩教授之暇、讀書の所と相成、吉左衛門殿別家手代道明寺屋新助支配人と相成、東長屋に居住、町内の判形致し、御觸流し承り、講筵謝儀等受取候役人に定まり、學問所内外諸事は右五人の衆中被取計、賄方勘定は五人の内年行司にて相改らる、同年冬讚州木村氏存立にて、東北隅に貳間に六間の長屋建立有之、木村氏上阪の節逗留の場所、並に遠方諸生寄宿之學寮と相定まる、

(二)壁署定三箇條

一、十一年丙午十月、玄關に懸り候壁署の控へ、

定

一、學問者忠孝を盡し職業を勤むる等の上に有之事にて候、講釋も唯右の趣を説すゝむる義第一に候へは、書物不持人も聽聞くるしかるましく候事、

但し、不叶用事出來候はば、講釋半にも退出可有之候、

一、武家方は可爲上座候事、

但し、講釋始り候後出席候は、其差別有之まじく候、

一、始て出席の方は、中井忠藏迄其斷可有之候事、

但し、忠藏他行の節は、支配人新助迄案内可有之候、

以上

午十月

學問所行司

右の書付、最初は上より被仰付候學問所の事故、末の一ヶ條、講席へは無縁の人も勝手に罷出候様に致し可然歟の評議有之候所、老先生の思召に、江戸菅彦兵衛學問所被願受候節、講席へ無縁の人被差免候所、最初は珍敷存じ大勢集り、五七度の後急に寂寥に相成候由、左様にては甚見苦敷事、且又無縁にては如何様の者入込候も難計、臨時の變無心許、第一此度願受候主意、吾黨の學問所に候へは年寄を以入來候面々、神妙に講習有之候事可爲專要旨被仰、仍て右の通り書付相定まる、

一、同年十月五日、老先生論語開講、是より日講相始まり、講師は並河五一郎殿、井上左平殿、蘭洲

五井先生三人にて、翌十二年丁未四月、五一郎殿東歸、同年暮迄は老先生も日講御手傳ひ有之、翌十三年戊申春より御止被成、其後臨時故障の節は、先人も助講相務被申候、十四年己酉五月、五井先生東行、講師減し左平殿一人故、此前後より隔日の講に相成、先人も専ら相務被申候、京都より執齋三輪先生下向の節は、日講御手傳ひ、又は臨時の講毎々有之、老先生御歿後には東涯伊藤先生にも下向にて、講談も有之候、

(四)日講の書

一、日講の書は、四書、書經、詩經、春秋胡傳、小學、近思錄等也、

(五)毎月の會合と休日

一、毎月望、同志會合、老先生象山集要の講有之、毎年正月十五月初會にて同志中燕集、老先生初講有之、後有故て毎月の會は、十六日に改る、

一、休日は、朔日、八日、十五日、廿五日、

(六)謝儀の定書三條

一、謝禮の定書控へ、

禮式は各分限相應に相務候事勿論に候へ共、人々心任せ仕候へは、自然と事多かさ高にも成行候て、以來貧學者等は出席も難仕様に可相成候はん歟、左候ては背本意候事故、今度申合相定候處左の通りに御座候、

一、五節句には、學問所立關迄御出、禮帳に名を記御歸可被成候、老師並に學問所預り等へ各々御申入被成候には不及候事、

一、日講の謝儀は、五節供前勝手次第、銀壹匁か又は貳匁つゝ、支配人新助方迄御指出し可被成候事、右被指出候祝儀、年行司支配人と立合ひ、其惣數を以、老師並に學問所預り及助講の衆中等へ分配可遂披露候、尤此壹封の外、面々へ祝儀には不及候、只一應拜謝の印たに有之候へは、禮ととのひ情達し出席仕よく候義第一に候へは、貧學の人は其時の事体を以、右定候品をも相減し、紙壹折又は筆一對等を禮式と相致可然候、又力有之人たり共、右定の品より相増候義は不可然候、此外日講聽聞に付一切費用無之候間、此段取次の衆より近來出座の方ね御申通し可被成候、以上、

午十一月二日

學問所 行司

(七)更に謝儀
の定書七條

一、日講謝儀相定候節、舊約中へ申合候別紙控へ、

一、新來の内、舊約同事に學問所内外の義をも申合へき人体有之候は、左様に存寄候同志より先學問所預りへ其段申談し、惣中相談の上にて相定可申候間、一分として此方より勸候義無用に可被致候事、

一、舊同志より中井忠藏方へ是迄祝儀務來候分、向後相止め、只人別の學問所禮計に可被致候、無左候ては、日講聽聞の新輩も、自然に被務候様になりゆき、事やかましく候に付、右の段行司より中井氏へ其斷申候間、以來左様可被相心得事、

一、舊同志の義は、日講聽聞新輩の例とは別義に候間、老師への拜禮は、是迄の通りに可被相務事
一、中井氏へ讀書手習等相願候子弟の分は、約外に候間、此分は中井氏へ相應の謝儀可有之事、
一、舊同志の中も勝手不如意の方は、是迄の掛銀をやめられ候歟、又は日講の禮物を紙筆の類に減
しられ候歟に可被致事、

一、人別拾々の年掛被致候分は、以來毎正月廿日迄に支配人新助方へ可被相渡事、

一、學問所歳費の元方は、いまた毎年の用にあたらす候へは、此後も舊約の分は人々の力次第不時
に寄附可然候、左候は、寄附帳面に留置、其生息の分は賄方に用ひ、本銀は多少によらず相續
料として永久に可傳候、尤此義は舊同志處分之事に候へは、新來の衆へは一切口外有之まじき
事、

午十一月二日

學問所行司

(八)三宅石菴 一、同十五年庚戌七月十六日、老先生急病にて御卒去、壽六十六、
歿す

(九)中井鑿菴 一、老先生御歿後、學主の任相應の人も別に無之、先人預り人にて教授の方も引受、其後左平殿京都
教授

官遊に付、講談も是より先人一人にて相務被申候、

(十)左右塾入 一、老先生嗣春樓先生方少人數にて手廣、先人方多數にて間狹なるに付、同年十月左右塾入替りに
替

相成る、

(十二) 鬘菴繁
辭傳を講ず

一、十六日同志會、象山集要の講會讀に相成、正月十五日初會、右會讀相濟候以后は、係辭傳の内一章或は半章、先人講し申さる、

(十三) 鬘菴講
堂の北に移る

一、同十七年壬子六月、講堂の北に勝手の間建添、先人引移り、右塾は道明寺屋吉左衛門殿母氏隱居所に被借受、

(十四) 年行司
を廢す

一、老先生御卒去之年、先人並に吉左衛門殿と四郎右衛門殿と確執に及び、四郎右衛門殿學問所の世話引被申、其年の行司四郎右衛門殿故、一向勘定等相濟不申、數年を経て漸く埒明申候、此内に武右衛門殿も死去にて、世話人滅し、其後残りし三人の衆中へ先人斷被申、學問所内外諸事賄方等迄暫一分に引請務め可申由にて、是より年行司相止、

(十五) 懷德堂
定約成る

一、同廿年乙卯七月、懷德堂定約初而出來、此義是迄延引の仔細は、右定約奥書に相見申候通りにて武右衛門殿草稿の本を以て、吉左衛門殿執筆被書述、始而相定り候事に候、併右奥書に同志連判の趣相見申候へ共、只今残り有之候吉左衛門殿自筆の一卷、連名計りにて判は無之候、此義は何れも連判の筈に候所、間も無之吉左衛門殿死去、同志の中彼是故障も有之、終に事延引に及候義にて、只今殘候本其節の淨書に相違は無之候、右の外に武右衛門殿自筆の本の寫しとて、別に一冊有之候、奥に先人遺狀と申物書載有之、右定約の文言遺狀の内に散出致し、殊に重複も相見へ、其外行はれかたきケ條も有之、一向未定の本に御座候、唯今にて考候所、吉左衛門殿右之定約被認候節は、別

(十五)壁署の末節を改む

に武右衛門殿草稿と申物有之候歟、但し右の草稿の表を以、吉左衛門殿斟酌にて校正被致候ものと被察候、尤二本共に全体の主意に於は少しも相違無之候、

一、元文二年丁巳八月、道明寺屋新助物故、此代相應の人も無之、町内帳面は先人直判に成り支配人相止候、仍て壁署末の一ヶ條は、始而出席の方は年寄を以て其斷可有之と相改る、

(十六)土藏を建つ

一、寛保元年辛酉、學寮を少し南へ引、貳間半に三間の土藏建立有之、

(十七)五井蘭洲來住

一、五井先生東行の後、津輕候へ筈仕、元文中致仕にて當地へ歸老、上町に御住居、寛保三年癸亥九月、右塾へ御引移り有之、

(十八)登菴の母死し登菴病む

一、元文中より先人妣氏の老病に付、度々播州へ歸省故生徒を謝し、延享元年甲子九月、妣氏病發により先人家内を携へ龍野へ引越、同十一月先人病發、同十二月乍病中上阪、翌二年乙丑正月、御番所年頭禮並に十五日初會等相務、又播州下向、同二月憂に丁り、三月家内召連歸阪、是より病身に相成候故、學規暫く廢し、唯二七朝講、正月初會而已執行はる、

(十九)三宅春樓宅普請

一、春樓先生方人數相増し間狹成に付、寛延三年庚午六月、道明寺屋新助跡市太郎宅替致させ、二軒を合せ普請有之、

(二十)火後懷德堂の新造

一、寛延中先人病氣次第に平復に付、生徒も又聚候所、懷德堂大火後早々之普請故、殊の外頽破に及び、仍而先人存立、寶曆元年辛未正月より新造の普請取掛り被申、同六月落成、

(二二) 覽菴暫
く學寮に移
る

一、學寮は元文中先人生徒を謝候以後は、中村東庵借り受居住、寛保中古林正民借り受居住、懷徳堂普請の節に至り、先人家内を移し暫居住、普請落成の後以前の通り學寮に相成、

(二三) 覽菴歿
す

一、寶曆七年丁丑十一月、先人病發、同八年戊寅六月十七日下世、壽六十六、

(二四) 覽菴遺
狀の其一

一、先人寶曆四年甲戌九月被認置候遺書の略、

學問所被仰付候以來、三十年に及び申候故、段々及頽破、近年新造作仕候、私儀薄徳淺學の生質、師儒の場所不都合に存候故、他人へ附屬の筋年來心懸申候得共、望の人も見當り不申見合候内、修覆も最早難届様子、不得止新に建立仕候、然所私老病當年甚布、不慮養生不相叶候は、相續の義可然御願受、永代相續の様に奉願候、五井兄乍御苦勞御引受被下度願存候得共、御年來も拙夫と多くは隔り不申、且又表向ケ様の勤筋被相厭、御退塾の素念熟知仕候事故、御噂も不申出候、次は才二郎殿、先師の由緒無遁存候、御病身の上近年の不幸旁以憚り存候得共、世上に申ことはさしつめに御座候間、相談の上御引受被下度候、才二殿御引受被下候様に相成候は、私の家内は學寮へ片付被移置、私跡へ御移可然候、新造の所も十年以後は修覆も相應に入用可有之、萬一火災の節は、鴻池又四郎方に學問所銀預置候間、假屋にても用意有之度候、善太をは學問所世話人の内へ被加、修覆並に公邊勤筋同人へ被仰付候方可然歎とも存候、兎も角も御相談次第の事と存候、以上、

九月十日

中 井 忠 藏

五井藤九郎様

三宅才二郎様

中村 東庵様

富永吉左衛門様

吉田吉兵衛様

(二四)登巻遺
狀の其二

一、同五年乙亥二月被認置候遺書の畧、

學問所世話人の内、武右衛門殿、吉左衛門殿、四郎右衛門殿、吉兵衛殿、又四郎殿、就中厚御座候、
内四郎右衛門殿、先達斷被申、武吉兩人被相果、吉兵衛殿は隱居、又四郎殿は隱居の後被相果候、
武右衛門殿跡東庵老、當吉左衛門殿、當吉兵衛殿、不相更心易得御意候、御存じの通り、拙夫獨身
流浪の者に御座候處、師友の養育にて老母長壽をも快見送候事、厚恩忘却不仕候故、何とぞ師友の
志も空しからず、拙夫寸志も相立候様にと願候得とも、不學庸劣の私致方も無之、責而は修覆無油
斷仕り、其跡をかたはかり殘し置候外も有間布と、年來種々修理を加へ候へ共、下地庵末一年かた
もちかね、依之新造に仕候、然所去年病發、當年迄も全快不仕、自然の變もはかりかたく、依之存
念申置候、萬一の變も候は、先達而認置候各様の書面を以、この跡才二郎殿へ讓候間、乍御面
倒被仰立、公邊の義無間違様に被成可被下候、私相果候以後、四郎右衛門殿へ御仲間より御懸合被

成、今般才二郎へ被相讓候、此以後は又昔のごとく御世話も可被遣やと御尋、御同意に候は、共々被仰合可被下候、才二郎殿被相務候は、五十日も過候て、私跡へ御入替り被申然へく候、善太家内は才二郎殿最初居被申候所か、學寮かの内へ御入れ可被下候、四郎右衛門殿相加り被申候へは昔のごとく相替候、四五人の精誠にて相立候學問所、又四五人へ返し相果候と存候へは、含笑瞑目仕候事に御座候、以上、

仲春六月

中 井 忠 藏

中村 東庵様

富永吉左衛門様

吉田吉兵衛様

(二五)春樓學
主、竹山預
人となる

一、遺狀兩通の大意、定約の通りに御座候故、寶曆八年戊寅七月、三宅先生無違背相續有之候、併先
生年來の病身、旁を以善太と兩人にて御務可有之由、五井先生始諸同志同意にて、善太學問所預り
に相成、公邊外様の務引請候様にと相究まり候、且又三宅先生より住所入替りの事、遺旨に於ては、
尤に候へ共、己前は宅の廣狭人の多少格別の相違故、其義にも及候事、此度は左様にも無之候へは、
時宜に従つての處置可然義、銘々住馴候勝手に任せ居成に致し、日々講堂へ罷出可致教授との事、
是又第一御心入の筋、旁以何れも同意に付、講堂の方を私用に用ひ不申、善太義は講堂の勝手の間

に住居と申に相究る、

(二六)長崎克
之同志を諸
す

一、四郎右衛門殿へ先人遺狀之趣を以、三宅先生より御懸合有之候所同意にて、相續の義も共々相談に被及、懷徳堂へも以前の通り往來有之、

(二七)學主預
人新任の掲
示

一、同年八月、善太俗忌相濟候後、暫の間講堂中に張置候書付の控へ、

當學校相續の義は、其子へ勝手(にカ)へ傳聞舗との定約も有之、此度忠藏遺狀の表を以、才二郎引請致相續候、併才二郎年來病身につき、外様の務は善太へ屬し、舊例に依て才二郎は學主、善太は預り人と相定候、新來の衆中普く御承知のため如此候、以上、

寅八月

懷徳堂學主

三宅才二郎

學問所預り

中井善太

(二八)壁署の
一部を改む

一、同月壁署末の一ヶ條、初而出席の方は一應其斷有之候と相改む、尤此度年寄川井玄牧より、無縁の人も講談出席差許候事、公成事故、普通りに致し申間敷旨被申越候へ共、己前萬年先生被仰置候通りの事故無其義、別に五井先生斟酌を以、町内之人は無縁にても出席不苦旨相定め、此旨玄牧より町内へ被申渡候、

(二九)春樓大學、蘭洲易傳を講ず

一、同月十九日、三宅先生大學初講、是より四九の夜講、五井先生へ助講相頼み、同月廿二日易傳開講、是より二七の朝講、

(三十)一五の日を休日と定む

一、休日は其節三宅先生方の日限を用ひ、一五の日と相定まる、

(三二)講堂掲示の定書

一、講堂中の間に張付候定書控へ、

定

一、講談聽衆五節供の禮被務候方は、於玄關帳面に記し被置、學主助講預りへ銘々被仰通候には不及候、尤謝儀も右の趣に可有候事、

但し、舊識別懇の方、又は讀書手跡等稽古の方は可爲格別候、惣して謝儀は禮調ひ情達し出席致しよき爲第一に候へは、貧學の方は紙一折筆一對等を以て禮式とせられ候も不苦候、
一、讀書手跡等稽古のため被通候方は、學主にても預りにても、被相頼候方而已の謝儀可被差出候事、

但し、故障の節は誰にても可致世話候得共、別段に謝儀等の心遣、一切可爲無用候、
以上

寅八月

(三三)學寮掲示の定書

一、學寮に張付候定書控へ、

定

一、書生の交は、貴賤貧富を論せず、可爲同輩事、

但し、大人小子の辨は可有之候、座席等は新舊長幼學術の淺深を以、面々可被致推讓候、

一、寄宿の書生、私の他出一切可爲無用事、

但し、無據要用、或は其宿先より斷有之節は、可爲格別候、

一、寄宿之書生講筵謝儀は、十五歳より可被差出候事、

但し、小兒迄も講筵列座は勿論の義に候、

以上

寅八月

(三三)定約附
記成る

一、同月定約附記出來、尤已前の定約は武右衛門殿草稿の儘にて淨書有之候事故、後より見候へは尙

洩候義も有之、且又時勢の相違も相見へ候、仍而此度三宅先生御書加へ有之、諸同志連判にて殘し

置候、

(三四)建立記
録成る

一、同月懷德堂建立記録出來、右建立の始末、是迄正記録と申も無之、仍而委細吟味の上、故老へも

承り糺し、善太執筆にて相認む、

(三五)毎月十
三日集義和
書を讀む

一、同年九月十三日同志會合、誦讀の書は集義和書、右の會は定約有之所書籍借習の外に一會、是よ

り十三日毎月定日と相究る、

一、同年十一月大學講相濟孟子續講、

(三六)大學講
了孟子を講
す

右は懷德堂建立以來の事故、歷年の沿革相知れ候分、後日證案之ため書記し置候、此後門内の事故は、此次に追々續記可然候、以上、

寶曆八年戊寅十二月

中 井 善 太

一、寶曆九年己卯正月十五月初會は、善太小祥の内故、何れも遠慮に而相止、

(三七)小祥中
初會を休む

一、同年五月廿八日、五井先生中症病發に依而、易傳闕講、長病の義故、同年八月より春樓先生易傳

(三八)關洲病
み春樓代講

續講、

一、同年東境目溝の義に付、春樓先生自筆覺書の控、

(三九)東境の
溝争に就て

享保九辰年、大阪大火に付、先考萬年暫平野村に居住、同年十月門弟中被申合、尼崎町壹丁目道明寺屋隠居屋敷燒跡に萬年住所を被營移居被申候、同十一年學問所の願、中井整庵名前に而被差出候所、右道明寺屋敷地と、東隣尼崎屋市右衛門燒屋敷跡と、以上表口拾壹間四尺五寸願の通被下置、並に除地被爲仰付候、其前年己年の冬、其東隣天王寺屋惣左衛門燒屋敷も被立候へ共、本人は大火後新田村へ引越居被申候故、爰許は表通り計り皆借家に致し、裏は明地に而有之候に付、學問所屋敷普請之節、間の堀此方より掛可申旨申候所、惣左衛門も門弟の内と

申、且壹兩年中に當地へ引移り可申所存も有之と被申、塀は彼方より被掛候筈にて、先當分假り塀掛置被申候、其後未申の年之比、惣左衛門居宅普請出來引越被申候節、境目に有之候學問所の溝を、彼方下水落しに借り申度由、道明寺屋吉左衛門迄被申通候處、隣家の頼みと申、師弟懇意の間柄と申、旁不及異議かし被下候、其後萬年、惣左衛門、吉左衛門追々物故被致、寶曆改元の比、惣庵懷德堂改善請被致候節、右の溝の事申出、唯今は已前と違ひ、隣家の好みも遠々敷成り候事故、此節相改、境目の溝は、右の子細に而彼方借用と申事、一札にても取置可然歟、左も無之候而は、後々胡亂に相成被申旨に而、天王寺屋へ懸合候所、同家頼勤兵衛申候は、大阪辰年大火以前、勿論學問所の沙汰も無之候節、尼崎屋屋舖は雜喉屋仁兵衛屋敷にて、其節より右の溝有之、此方よりつかひ來候得は、溝は此方の物と存居候、左候へは先々惣左衛門溝借り受候と事申、何共合点不參候由申度々及對談候へ共、彼是事六ヶ敷申立、内分にて相濟かたく候に付、其節の町年寄今宮屋新五郎取扱被申、町内の預りと申にて、當分相濟、去る寅年惣庵も死去被致、愈其儘に相成候處、情テ存候に、畢竟少々の義達而及貪着間敷事にては候へ共、公儀より被下置候免許地の義に候へは、一寸一尺にても明白に致置不申候而は相濟不申義と存、此度西組御與力古屋甚兵衛へ對談、右の義急度及公論可申哉と相尋申候處、其溝の場所當分入用にも無之候は、其儘に可被指置候、若入用の時節も候は、表口に何間何尺と

申を以、裏口の寸尺を合せ遂吟味候、公法の事に候へは、何時にても埒明可申候。且免許の地の義及公邊候は、少も相違有之間敷と被申候故、其儘に差置申候、學問所發端より當年迄卅四年の間、同志間弟等不殘死去被致、一向以前の義覺候人も無之候に付、此後拙者又相果候は、萬年存命の節、惣左衛門より道明寺屋吉左衛門を以、境目の溝かり請被申候事、直に致見聞候人有之間敷被存、此屋爲後日荒増認置候、以上。

寶曆九己卯年十二月

三宅才二郎

右先人勘兵衛と對談の節の義は、拙者も能覺居候、勘兵衛彼方の溝と申立候も、溝の中程より北裏口迄の事にて、半分は此方、半分は彼方の溝と申候、其節迄は中程より南の溝の中へも彼方のとゆ筒おろし有之候を、右の論に及び云譯無之、其節より右のとゆ引取申候、右は本書に洩候故書加へ置候、

中井善太

一、同十年庚辰正月廿日初會執行、是迄十五日定日の所、同志の内故障有之に付、當年より廿日に相定む、

一、十一年辛巳六月十二日、(徳川家重)大御所様薨去、同十七日夜當地穩便の觸流し有之候に付、十八日より廿四日迄七日の内、自分遠慮に而教授相休、

但し、教授は格別の事故、其儘にても不苦候へ共、暫は常を變候義可然由にて、先達有徳院様御

(四十七)十五日
初會を二十
日に改む

(四十一)九代將
軍薨去につ
き休講

(四二)易傳講
了、竹山近
思錄を講す

他界の節も、七日致遠慮候故、此度も其例に依候、

一、同八月易傳の講相濟、是迄春樓先生故障の節は、臨時の助講善太每々相務候所、九月より二七の朝講は、善太引受致助講候へとの事に而、同月十二日より近思錄開講、

(四三)五井蘭
洲歿す

一、十二年壬午三月十七日、五井先生易簧、壽六十六、同日より晦日迄教授相休む、

(四四)桃園天
皇崩御につ
き休講

一、同六月廿一日、
今上崩御、廿二日穩便の御觸有之、同日より十日の間教授相休む、

(四五)東境の
溝問題解決

一、十三年冬、東隣天王寺屋敷賣拂候に付、境目溝の義又々懸合候所、最早彼方異議も無之、買主に彼方より其斷有之、溝は是迄學校よりかり受遣來り候間、下水抜相止被申候歟、若不相替被用候は、改而其旨相斷り可被致借用旨通達にて、其後買主加島屋より爰元々斷有之、下水抜相止候間、是迄借用の溝致返進候との義にて、先年よりの間違とも無殘處相濟申候、

(四六)蘭洲の
舊宅右塾を
貸す

一、五井先生舊宅、相應の住居の人も無之、容易の輩は難差置候故、學寮に致し置候處、明和元年申の冬、足立榮安致借住度由、見届申候人故致許容候、尤五井先生の時は品も替り候事故、學問所預り中井善太借屋と致し、寺請も善太名當に致し、此方より町へ差出し申候筈に相極申候、但し住居の間町並の義は一切構無之、懸り物等も一切差出し不申候事勿論也、引移り候節は、町年寄町代下役等へ一應の附届けは有之へき筈ながら、町の定めは用不申、最初唯一度の事故、並よりは丁寧に

被致候様にと致差圖候、引移りは酉ノ正月に相成、尤榮安是迄大矢尙齋方同居の事故、尙齋より引取證文一通取置、

(四七)右塾ま
た空宅

一、同二年酉ノ九月、榮庵老病に而、宅替、重而尙齋方へ引取、暫く空宅に致し置、

(四八)右塾普
請古林正民
に貸す

一、右塾榮安宅替の後、年來の類破に付建直し、同三戌年八月より普請取掛り、

九月末外普請出來、夫より十二月十六日、至り内普請相濟、古林正民、新鞆町古座屋伊兵衛借家より引移り住居爲致候、

(四九)借屋名
目に就て

一、最初榮安住居の節、借屋と名目立候事、年寄玄牧よりの所望にて、元來如何敷存し、一應は不同意の趣申述候へとも、名目はかり右之様に致し、外に何の替り候事も無之候へは、是非左様致し候へとの事、下地馴染と申、且又外に無餘儀子細も有之、不得止事、其意に任せ申候、左候へは此度正民引移り申候も同様の事故、舊宅町内並に當町内よりも、爰元借屋住居の旨、公邊届有之候、尤爰元よりの届は、榮安時も此度も借屋とは届不申候、其後果して借屋の名目より町内大間違の事有之、彼是町内の懸合に及候趣、別紙一冊に相見へ申候、右の一冊町へ差遣し、年内何の返答も無之候、

(五〇)借屋町
題につき町
年寄との交
渉願末三條

一、四年亥正月廿二日、年寄立齋より只今會所へ罷越候様にと申越候所、左様の例會て無之事、倉忽千萬に存候故、病氣と申遣候所、左候へは名代唯今差越候様にとの義、けはしく申越候、彼是と申も氣毒に存し、不承知なから一度は枉而遣し可申と、書生の内一人遣候所、年寄より、舊年一冊の

表、不殘致承知候、其通り相心得申候、但し已來は門内三人とも印行し節會所へ罷出候様にこの事にて候、此義尤先例無之、甚如何敷義、必竟舊年の事町内不調法にて、云譯難立、此方申通りに相成候故、其當りに右様の事構へ出し申立候と相見へ、心庭不宜候へとも、折目立而否の義申候へは郷里の和睦を失ひ候様に相成候段、苦々敷、彼方納得にて事故なく相濟候様こと、町人の役御免許の者、十人、兩替廻船年寄杯にても、會所へ印行には罷出不申候旨承り、繕ひ直し返答も彼方氣に立可申と、町内鴻池伊助へ三宅先生より返答に及候所、公義の御役を務候者は格別の事、夫とは品替り候旨又申越候故、公役を不務して役御免の者も會所へは出不申候例、上田三郎左衛門事など承り合せ、又公邊地方御役所の事も存知候人の噂に承及候へは、會所印行月並に取候事は、元來町法にて公邊御定めには會而預り不申候事、學問所の義は尙又格別の譯、殊に建立以來其例も無之事にて、今更出候筈と申事は決而有之間敷義、何分預り人了簡次第たるへき筋の義かと申様の趣に傳へ承り候事も有之、右兩様とも又伊助へ噂に及候へは、其後一向有無の沙汰も町より無之候、尤右の譯故、去冬已來門内三人とも久々町の卷落印に相なり有之候、

一、同年九月公儀卷納めの時分に相成、何分落印にて相濟不申、右の一疇も相決し不申候故、伊助より取扱にて、先同人より印行申請に參り、卷納相仕廻、其餘は又重而の事と申來候故、其義は兎も角もと返答に及び、則同月伊助丁代周助召連來り、三人立合印行致し遣候、尤此夏已來伊助より、

右挨拶の心にて、内分を以判始に一度つゝ會所へ出候は、其餘は町より印行申請に参り候様に取
許可申の旨、又其後會所へ出る事如何敷候は、年寄宅へ一年に一度つゝ參間布哉の旨、兩度に申
來り候へども、是は俗に云折合と申者にて、夫とて筋の違ひ候事、可參筋あらは百度にても参り、
參間布筋ならは一度も參間敷事故、其儀は兎角致承知かたき旨、返答に及び置候、

但し、此夏比町内評議に、正民學問所の内住居と申にて、町内懸構無之との事に候へども、公邊
事出來杯の節は、町の世話に相成可申候へは、平生無事の節のみ町外の心にて、事あれば町を被
頼候様に可被致事、不得其意、左候へは如何様の事有之とも、町の世話に相成申間布との一札學
問所より取置可申敷、其一札致し可申やとの趣、難題の様に伊助より噂有之候故、夫にて諸事相
濟候事に候は、望所の幸とて、案文相認、正民事に付如何様の事致出來候とも、公邊萬端手前
に引受、一切町内へ御世話懸申間敷との趣に相認差遣候所、有無之返答も無之、期過候て此一札
の御返進申とて、案文戻り申候、何事も町の支配に取込度彼方本意にて、公邊懸り合等の節の事
にて、手を突可申やとの心なるべき所、右の通にては愈町の手を不經相濟候事、明白に相成候故
よしなき事申出したると存し、何の譯も不申、右案文差戻し申候者と被察候、

一、同子ノ九月、卷納の時分に相成、此度は周助はかり参り、三人立合印行致し遣候、其後は揉め合
の義は兎角其儘にて相濟申候、此方よりは曾而構無之事故、愈打棄置、其内彼是取扱候様の人有

之候へども、申方不宜候故取扱不申候、

一、同丑年四月末、何の譯とも無之、丁代周助印行取に參申候故、此方も態と様子も尋不申、三人立合致印行候、兼而の揉合の義も、所詮埒の付不申候事故、是成に以前の通りに致可申との町内存念にやと被察候

一、卯年裏尻に有之候道明寺屋醬油藏壹ヶ所引拂に相成、其跡へ三間四面の納屋建、東之方間口一間に仕切、三宅に被用候様にと申達し、西の方間口貳間の所此方に用ひ候、惣入用皆善太より相辨候事故、地面入用の節、何時も勝手に善太より取拂可申候、

但し、右の土藏、學校建立の砌より道明寺屋借地にて建被申、其節は空地故構無之候へども、追々學堂建弘まり、甚妨に相成候へども、別懇の間故斷も難申、先年大普請の砌も其儘に致し打過候、此度彼方勝手に付取拂被申候故、雙方の勝手に相成候、尤少々出來候空地は、菜園に致し置候、

一、安永二年巳の八月、年寄川井立齋不埒成事を申募り存も不寄、爰許不通義絶致し、然る上は是迄の通丁代印形取にも遣し間布との事申出し候、委細は別紙一卷に記し置候、

一、同九月、町内卷納めの節に至り、最初の斷にも不似、例の通り丁代印形取に參り候故、此方よりも態と何事も不申、印形致し遣候、併其節三宅氏寺請に學主の字を抜、正民方借家の名目を立、善

(五) 納屋及
居宅を建つ

(五) また借
屋問題に就
て交渉の件
四條

太當の寺請に仕直し可申上旨、並德二義近年他町に罷出候所、人別は其儘當丁に有之相濟不申候間、此譯を立申候様にと申越候、必竟印形の義申出候詮も立不申、色々承り合せ申候へども、我意に任せかたきに決候と相見へ、其當りに又右の段存付候事と被察候、寺請義左様相成かだき旨申切置候、折節年寄御番所へ罷出候用事有之、宗旨役所に而其日當番の内山藤三へ向ひ、爰許義散々に懇へ申候所、其心得違成譯藤三爲申聞、大に叱り付候義有之候由、依之寺請の難題も又相止、是迄爰許名目を町内にて用不申候事とも、此度より皆此元の通りに改申候、德二義は此度より町の名前を拔、龍野親類への引取致し可申申遣し、相濟候、

但し、德二義先年長堀淡路屋屋敷をかり逗留の節、公邊地方懸りの義承り繕ひ候所、學文所(門)より罷越逗留と申事は、例も無之事故、申立候ても隙取可申候、下地由緒と申候方、脇坂家家頼罷登り逗留と申切無之届にて相濟可申との事、其趣にて年來濟來り候へども、人別は其儘爰許一所に有之候事、公の私杯申類にて、是は町より糺し候も尤にて候、只今の年寄にては彼是申候筈にて候、是に依て引戻し候事も致し可申所存と相聞申候へども、其儘にて人別を拔候故、立齋も力に不及候、

一、同十二月、三宅氏取扱にて年寄和談に及び、三宅氏宅にて對面に及び事相濟候、

一、同三年三月、軒下に捨子有之候に付、町内彼是引合候義有之候、其委細は外事記の内に一所に

(五三)後桃園
天皇崩御に
つき休講

しるし置申候、

一、同八年十一月九日、

今上崩御、同十日穩便の御觸流し有之、同日より十日の間教授相休む、

(五四)春樓七
十壽筵を設
く

一、天明元年辛丑、三宅老人七十滿算に付、年賀可有之所、兩男若年故其儀も調兼候、勢氣の毒に存候故、拙夫受持二月廿日壽筵相設、御祝ひ申進候、諸同志中被申合、舞囃子興行有之候、西御奉行京極伊豫守殿御息八十五郎殿、拙夫門人の御儀、亂舞も御好み旁を以、當日御入來にて、則一曲御務も有之候、此日坐客混雜も如何敷、古林宅を八十五郎殿休息所と致し、講堂上の間二疊敷に御庵に設置、其餘は客賓群座に及候、此度は臨時假初の事にて候へども、町奉行御息入來の事は、以來の例にも相成可申候、

(五五)春樓設
す

一、同二年壬寅十月九日、三宅老人卒去、廿六日迄教授休候、學主の繼目故、講談は五旬の内缺席、助講も務不申候、

(五六)同志竹
山を推して
學主とす

一、此度は學主の遺狀も無之候へは、同志申打寄、拙夫へ學主の御引受様との事にて候、無心元候へども、差詰候義、其意に任せ致相續候、尤年來學校之規矩、急度相立不申候事共も有之、此度相糺し申度、又は學主跡若年にて、其儘名跡の相續も難出來務等も有之、熟談に及申度、十一月八日、同志の内就中懇志の面々數人會合申談候、其旨拙夫愚意の通りヶ條書を以懸合候所、皆々同意の由

(五七)竹山開
講

にて、其通り相定り申候、委細は右の一卷に相見へ申候、

一、十二月二日、新學主開講と相定り、學而第六章致講說候、諸同志門下別懇の衆中不殘被相揃、當日は拙夫饗應の趣に何れも被申合、就中當尼崎屋、橘屋、播磨屋、古林諸事引受の世話にて有之候
委細の義は、別に校事籍の帳面一冊出來、記錄有之候、

(五八)新刻の
白鹿洞揭示

一、白鹿洞學規巨板に新刻申付、同日より講堂楣上に掲置申候、

(五九)竹山校
風を振興し
課目を定む

一、先學主多病に付、毎月六座講談の外は、講習等一切無之、年來學風大に弛廢に及候故、以後は講習專一に有之度、二七朝講尙書、同夜講近思錄は、是迄拙夫助講の分其儘相務、同三日より晝時瀾源錄會讀相始、四日夜より大學開講、六日晝より左傳會讀相始、一六二七三八四九の日無間斷相務候、

(六〇)同志會
を再興す

一、同志會久々退轉に付、同月十三日より興行、毎月相務申候筈に相定め申候、

(六一)例の如
く詩會を開

一、詩會日は、是迄拙夫興行致し來り候定日廿日、以來も其通り相務可申申定候、

(六二)改めて
休日な定む

一、休日は迄の通り、一五にては、講習の日限に相障り候故、改而朔日五十と致し、但し晦日は休不申候、

(六三)春樓住
宅の處分

一、三宅住居は、内談の通り二つに仕切候に相定り、名跡幸藏西手の方に老女壹人召使住居、舍弟永藏は、此方へ引取申候て學寮に差置、當分左容に致し置候、同所台所の内、是又二つに仕切、半は

(名如幾)

(庶子)

東手の台所に用ひ、此分借屋に致し、相應の人見立、住居爲致候積りに申合せ候、幸藏よりも住居の修覆料差出候定に相成候へども、用捨を以東手より事軽く相濟候様に談し遣候、(尤當人暮し方相立候迄は、此出銀も追々見繼而遣し、表向の規矩のみに爲致候事、別卷の通りにて候)

一、幸藏永藏入門の節以後心得の義同風儀等の義書付を以申渡候別紙一卷に有之候、

一、同三年正月、左塾東手、書工蔀閨月かり受申度由にて、爲致住居候、

一、同二月、幸藏外に世話人有之由にて、俄に致別宅候、諸同志共に不同心にて候へども、密に家をもかり置、引移り候計に相成、沙汰に及彼是申内、最早引移り候程の義、不及是非、其意に任せ候

委細は同志中へ懸合候別紙一卷に相見へ申候、

一、永藏此方へ引取置候へども、右宅替の節彼方へ一所に引取申候、是も子細有之、一旦其意に任せ申候、是又右一卷に見へ申候、

一、同三月、永藏讚州へ下向の由、何の相談も承り不申、暇乞に參り、即日被乗船候、先四五年逗留
この事にて候、其様子は一向承り不申候、

一、當春古林正民、保科家へ御家來分に相濟、住所は直に旅宿に致し逗留、公邊の届等の義、委細外
事記第二卷公務記録にしるし有之候、

(六六)古林正
民保科家に
仕ふ

(六四)左塾東
手蔀閨月に
貸す
(六五)春樓の
二子堂を立
退く

懷德堂外事記

(一)町奉行所
と學問所と
の關係

一、當大阪町御奉行鈴木飛彈守殿、松平日向守殿時代、亡父忠藏學問所願申出御免許、願の通り被仰付候、日向守殿は川口御奉行の節より先人御懇意に相成、學問所御免許の後間も無之、飛彈守殿御交代、御跡役稻垣淡路守殿よりも先人御別懇に預り候に付、兩御奉行所に先人毎々御心易罷出、諸事相伺候義共、直に御聞届にて御差圖有之、品により家老中迄申達候事も有之候、尤新規に願受候事故、外に例格と申義も無之、御代り目には右の通りの趣共云通りに相成、其後御懇意の淺深は有之候得とも、諸事町の手を経す、直に罷出相伺候事當所の格に相定り候、

(二)中井登菴
帶刀す

一、先人は龍野脇阪家より出候者に候へ共、當學問所被仰付候以後は、除地學問所、外々とは格別の義なから、町住宅之事故、暫一刀にて相務被申候、其節松平日向守殿、並に川口御奉行横山左門殿御懇意に預り、毎々罷出候へ共、貴人の席は誰とても一刀或は無刀の事故、帶刀不仕罷有候段は御存知無之、其後左門殿へ帶刀仕候も苦かる間敷哉の旨尋被下候處、儒生の事、殊に學校も被仰付候事に候得は、苦かる間敷、先づ一通り於奉行所可及噂とのよしにて、左門殿より日向守殿へ右御噂有之候所、少も構ひ無之事、最初學問所願受候より帶刀と存居候所、是は入念候義との旨、日向守

殿被仰候由、左門殿より被仰聞、夫より帶刀務に相成候、

(三)御番所さ
佩刀

一、御番所御懇意出入の分は、中の口より罷出候、先人も中の口より相務、刀も持込候、尤最初は中の口にて刀は家來にもたせ差置候所、稻垣淡路守殿御別懇に預り、切々罷出講談等相務、其上御息求馬殿へ句讀をも授け、御料理御酒等被下、隙取候事毎々有之候に付、刀持込置度旨先人相伺候所、可爲勝手旨被仰出、其後御代々右の通りに致來り候、

(四)學問所は
帶刀御免

一、三郷の内帶刀の者勝手に止宿の事、御制禁に候へ共、當學問所は、平生武家より寄宿の書生往來不絶候故、淡路守殿へ先人右の義相伺候所、學問所の義に候へは斷に不及、勝手に差置候様にと被仰出候、仍而其後毎々三郷へ帶刀の者無斷に不可差置旨、御觸流し有之候へ共、當所に於ては一切其構無之候、

(五)奉行所へ
の年中定務

一、奉行所年中定務は、年頭八朔暑寒、以上四度御先役の方より相務候、臨時の務は、御參府の見立、交代の歡、新奉行御着の歡等罷出候、其外吉凶の慶弔も、御懇意の淺深により、斟酌を以相務候、

(六)同年頭禮

一、年頭禮は、正月二日明六時、藏屋敷留守居、並出入醫師等の禮有之候、其節爰許よりも罷出、鬘斗目にて相務候、上物は銀一兩へぎにて懷中致し、留守居の溜り居候席に列座、禮の次第は、留守居の次醫師の先へ出、取次上物請取、家老披露有之候、縦し名代罷出候節は、披露は本人の名計りにて相濟候、御奉行詞懸け候義は、御代々御懇意の淺深により不一樣候間、見合相應の請申述候、

退出の後家中禮相務、家中は家老兩人、用人兩人、取次兩人、音物は家老用人筆五對宛、取次三對宛、尤御交代の節、町會所へ申遣し、役人付一紙取置申候、

(七)同暑中伺一、暑中伺、上物は香谷茶大袋壹、外に兩家老へ同小袋壹つ、相贈候、土用に入候一兩日の内、家老兩人連名の手紙差添爲持遣候、尤大袋は貳斤入、小袋は二袋にて壹斤半程の積り、右書面は、

以手紙啓上仕候、甚暑の節、

何守様御機嫌能可被遊御座、恐悅奉存候、隨而粗茶一袋進呈仕置候、一兩朝の内能出可奉伺候間、其節可然御披露奉願候、

右可申上如斯御座候、以上、

月 日

尙々各様にも暑中彌御勇健可被成御務珍重奉存候、聊御見廻の印迄に粗茶一袋宛進上仕候御笑納所希候、己上、

右の通り認遣し、使の者中の口にて案内乞、中番取次にて返書出候、其翌朝飯後繼上下にて罷出、中番を以家老へ申通し、對面の上差圖相待、目見致し、其節右之條家老披露有之候、御用繁候節は、彼方より其旨被申斷候故、家老へ申置歸候、近年は先人老病に付、一切善太名代にて相務候上、御懇意も以前の通りに無之候故、大方家老迄申置候、尤退出の後、家中見廻名札にて相務候、

(八) 同八朔禮 一、八朔禮、當日は町人の禮にて混雜に及候故、留守居等の禮は、七月廿八日早朝相務候様にとの御定にて、爰許よりも其節罷出、無紋白帷子にて相務候、然所十年計り以來、廿八日の禮次第に弛廢致し、諸留守居廿日過より自分勝手に務候様に成來り、先人廿八日早天被罷出候得共、御門未開様成義も連年有之、其後は同日五時より罷出、務方暑寒伺の通りの格にて相濟申候、尤上物並に家中付届等、年頭同斷也、

(九) 同寒中伺 一、寒中伺、裏付上下にて罷出、諸事暑中同斷也、但し此寒暑伺の義は、學校開創の時の定めにては無之候得共、其節御奉行御懇意に預り候事故、寒暑中には粗品差上度旨、家老迄先人相尋候所、左候は、何成共輕き品被相賜可然との義にて、播州産の茶取繕ひ差出候所、兩方家老も入魂に有之候に付、先人への内意に、上物包の儘にて可被差越候、臺熨斗等は此方にて見繕可差出由にて、其通り致し來り、其後は手紙端書は臺熨斗御心添奉頼旨申遣し、御交代の節も諸事云送りに相成、先人一代は右の通りにて相濟候得共、唯今にては時勢も違ひ、餘り簡褻成様に候故、此度相改、臺熨斗等此方にて用意致し候様にて相定候、

(十) 奉行交代の送迎 一、御交代送迎は、御發駕前御到着後、町々へ出入仕來候者、幾日罷出候様にと被仰渡候、爰許よりは必右の日取には拘り不申、見合せに罷出、時服麻上下にて相務候、例の通家來對面の上、完而目見致候、上物は銀一兩、家中付届には不及候、尤御參府は左降の筋に相聞へ候共、先は吉事の體に

(十一) 新奉行
に對する挨拶

て候得は、一通りの歡申述べ候、惣して目見は皆内證にて致し候格、唯年頭八朔計り表へ出候所、八朔も近年廿八日の禮致弛廢候後は、内證に相成候、

一、東西の内御交代の節、新御奉行御着の砌、御殘有之候御奉行所へ罷出、務來の通被云繼被吳候様に、家老へ頼置候、併細井安藝守殿、櫻井丹波守殿兩御奉行は、一時の交代にて、左様の義にも難及候故、新御奉行岡部對馬守殿、奥津能登守殿到着の節、善太罷出、兩方家老へ對面の上、務來の趣演說致し候、

(十二) 登菴
奉行との交際

一、先人御奉行御懇意に預り候時代は、播州往來の節、發足前罷出相届、歸阪後又罷出、或は土宜の品被致持參候、御懇意にも無之時代は、届にも不及致往來候、此後も御懇意の淺深に隨ひ、其差略可有之義と存候、

(十三) 奉行
菴に贈物

一、御懇意の品により、寒暑中先人へ魚雁杯被下候事有之候、其節は翌朝罷出被致拜謝候、臨時罷出候砌、時服上下等致拜領候節も同斷にて、善太名代罷出致拜謝候事も有之候、

(十四) 御番所
近火見舞

一、御番所近邊火災の節は、暫相詰被申候、西御奉行久松筑後守殿時代、久寶寺町大火、先人善太をも召連罷出、家老黒川奥右衛門へ對面、暫差控へ居候處、筑後守殿折節歸館の時にて、早速披露相濟、追付筑後守殿出馬有之、先人も退出被致候、

(十五) 奉行に
講談

一、東御奉行小濱周防守殿、先人並に五井先生尊信にて、講談等御頼み有之、毎月三日同道にて罷

出候、

(十六)學問所
に駒寄を造
る

一、爰許門前駒寄拵候節、久様の義町家にては公儀の届有之由にて、先人周防守殿へ罷出候砌、直に御斷申相濟候、

(十七)奉行の
臨時用件

一、御奉行臨時御用有之節は、直書か或は家老より手紙にて申來候、周防守殿家老中塚忠藏より、善太參候様に申來候事有之、則罷出候所、自分長屋へ參候様に有之、大同竹記御頼み被成度旨承り歸候、御番所御定書に、他所より諸役人長屋へ參り、對談不可致旨書載有之候間、彼方より差圖無之内は、遠慮可有之義と存候、

(十八)竹山父
の名代を勤
む

一、善太御番所務候最初は、松浦河内守殿時代、先人寒中伺罷出候節、善太召連罷出家老へ引合せ、折を以目見致させ置、病氣の節名代差出し申度由相頼候所、家老萩原萩右衛門早速被及噂、其席にて直に目見致し、河内守殿御代り周防守殿時代より、折々名代相務、其以來は御交代後、先人初而罷出候節、善太召連罷出、一所に目見致し、近來は先人老病に付、一切名代にて相濟、初而の節も其斷申、善太罷出相濟候、

(十九)寛菴大
病な届出

一、當六月土用に入候砌、先人病氣大切に及、御番所善太相務候義成かたく、仍而例の通家老へ使遣候節、善太より兩方家老へ手紙にて其斷申遣し、承知の由にて相濟申候、

右は先人三十年來より務方、拙者幼少より見聞致候義、並に弱冠より名代にて相務候已後の義共

書記し置候、爰許開創より先人獨格にて相務被申候所、當六月下世、外に書留被置候物も無之、拙者とても歷年の遺忘はかりかたく候間、後々證案のため右の通り相認候、以來此表に據て時宜の斟酌可有之候、

(二十)登菴卒
去々御番所

一、當六月十七日家父相果候に付、公邊届の義同志中相談に及候、以前萬年先生卒去の節は、公邊へ御名も不出候事故、其義にも不及相濟候、表立學問所の繼目等申は、此度初而の義、先格無之、彼是評議の上、兼而西組與力古屋甚兵衛懇意に付、此差圖に可任由にて、同十八日甚兵衛へ、死去届早速可申出歟、延引も不苦候哉の旨、三宅先生より聞合せ有之候所、同役相談の上可及返答由にて同日三宅先生方へ、學問所初り候年月書付可指越旨申來り、則享保十一年丙午四月願出、同六月御免許の趣返答有之、同日甚兵衛より又申來候趣は、忠藏殿幾日死去の趣、子息善太殿より御届申達吳候様に丁内へ被相頼、年寄より口上書相認御番所へ可差出との事故、同夜年寄川井立牧へ善太より指出候書付、

父忠藏義、昨十七日晚致病死候に付、御届申候、右の趣御番所へ被仰達可被下候、以上、

寶曆八年寅六月十八日

中 井 善 太 判

年 寄

川 井 立 牧 殿

右の通り認遣し、十九日朝、年寄右の趣口上書に相認、御番所へ致持參候所、除地に相成候由來可申出旨被仰付候由にて、其書付丁内へ可指出旨年寄より申來、則丁内へ認遣候書付、

爰許學問所の義、享保十一年丙午四月中井忠藏御願申上、同六月御免許被成下、並に除地に被仰付候、其節の御奉行は鈴木飛彈守様、松平日向守様にて御座候、右の通相違無之候、以上、

寶曆八年寅六月十九日

學問所同志中

川井立牧殿

右書付の趣、同廿日朝、年寄口上書に相認、御番所へ持參、聞届有之候、

(二)春樓學
主、竹山預
人さなる事
由を届出

一、同晦日御番所より年寄被召出、先達相届候忠藏病死の段聞届候上は、相伺度事共於有之は、勝手に可申出旨被仰渡候由にて、繼目の義も追々町内より可申出哉の趣、年寄催促有之候、併相續の義同志内談未相極、且又死去届の義は、善太罷出候事不相成候に付、甚兵衛差圖を以、不得止町へ申遣し、年寄より相届候得共、是迄公邊の義は一切町の手を不經、爰許より御番所へ罷出、直伺にて相濟來候格故、此後も其通りに可有之義、何分善太俗忌の間は表向の沙汰に不及の趣、年寄へ返答に及ひ置、七月爰許の義、定約並に先人遺狀の表を以、三宅先生引請相續有之候所、病身旁を以、善太預り人に相成、公邊の務引請候様にと相究まり候に付、善太忌明後、舊格の通御番所へ罷出、此旨申述候に相定め候、尤右相續の義、少々入組候筋故、御番所にて聞まかひも可有之候へは、口上

覺書一通持參、家老迄差出し可然由にて、相認候趣、

當六月父忠藏死去仕候、依之學問所預りの事、私不相更是迄の通相務候様に仕度奉願候、但し、學問所相續の義は、子譲りには仕間鋪定約も有之、忠藏遺書にも、忠藏師匠三宅石庵悴才二郎ね、學問所の義一切相渡し置候故、才二郎不及違背引請申候、然所右才二郎病身者故、内外の務難相成候に付、講師學主内證の事は引請相續仕り、御公儀御禮等外様の義は、忠藏務來候格を以、善太預人に相成吳候様に仕度旨、才二郎申候故、同志の者共得心の上、善太預り人と相定り申候、元來學問所興立の節、三宅石庵は學主にて、萬事指圖仕候得共、表向へは名も出不申、忠藏學問所預りと申にて、御公儀御禮等務來候所、石庵死去の後は、學主相應の人も無之、忠藏學主を相兼罷有候にて御座候、此度前々の例を以、才二郎は學主相務、善太は預り人と相立申候、此後とても學主と預りと兩人有之筈に御座候へ共、時節の變により、或は學主より預りを兼、預りより學主をかね候義も可有御座候、立入候義に御座候得共、外々自分居宅必子孫相續仕候義とは様子相違仕候事故、委細の入割申上候、近預御面倒の義に奉存候得共、此旨御聞届被下、達御聽候上可然御執成奉願候、以上、

八月

中井善太

右の通にて、愈無滞可相濟哉の旨、八月四日甚兵衛へ五井先生より一應聞合せ有之候處、甚兵衛被

申候は、奉行所役人共一向不案内の事故、彼是隙取可申候間、此義は我等へ可被任候、此書付の表を以頭へ申聞せ、東御番所へも參り、委細直に通達致し置、追而此方より左右可致由にて、同七日甚兵衛爰許へ來り被申候は、此書付の表を以申達候所、委細被聞届、尤役人共へも具に申聞置候間善太忌明後、勝手に先格の通りを以出勤、忌明の禮申上、其節家老共へ繼目の禮日限相尋候様にとの趣に候、且又東御奉行岡部對馬守殿右聞届の節、預り人我等前へも出候は美目成事故、不相更公邊の務相願義かとの尋に付、甚兵衛返答に、左様にては無之候、最初 公恩を以被仰付候義故、冥加の爲、御番所迄年頭八朔等の御禮相務來り、且は講談或は御息様方御素讀指南等、臨時の御用被仰付候義も毎々有之、是等を學問所の役目と存罷有候事、旁を以公邊相務候儀、世間の名聞に仕候意にては無御座との趣被申述、其旨承知有之候由、甚兵衛物語りにては、右の口上覺書は、東御番所にて御記録に可被控由にて、暫差留られ、數日の後此方へ戻り候、

(二二)竹山相續の贈物

一、繼目の禮上物、並に家中への贈物等、甚兵衛へ承合候處、隨分輕き品に可致由にて、兩御奉行へ三本入扇子箱壹宛、家中は手札にて申置可然との事にて、其通り相究め候、

(二三)竹山兩奉行に相續挨拶

一、八月九日善太兩御番所へ罷出、忌明の禮申述、東月番に付、家老鈴木佐左衛門へ、繼目罷出候日限並に八朔禮此度忌中にて延引に付、幾日可罷出哉の旨相尋候處、十五日罷出、八朔禮も一所に相務候様にと差圖有之、同十五日六半時、善太兩御番所へ罷出、繼目並に八朔禮一所に披露有之候、

(二四)年寄へ
預人名義變
更屆

此日は惣年寄並に町年寄等の禮も有之、西御奉行與津能登守殿、其節病後にて、町人共禮も内證にて御請有之候故、町家相濟候後、別段に目見致候、

一、同十七日、善太名前改、通例を以町へ可差出口上書案文、年寄より被差越候、尤町並常式の文言並に一類の加判等、年寄斟酌にて致省略、證人の心にて門内兩家加判致候様にと申來り、尙又文言此方より望候て、相改候書付の趣、

口 上 書

一、中井忠藏儀、當六月致病死候、依之此度學主才二郎、預り人善太と相定候間、三次三ヶ條證文の脇書、並に水帳繪圖等は、學問所預り善太を御切替可被下候、爲其連判の口上書を以申述候、已上、

寶曆八年寅八月

除地丁役御免
學問所預り人
忠藏 悖

中 井 善 太 印

學問所住居

三 宅 才 二 郎 印

同

五 井 藤 九 郎 印

年 寄

川井立收殿

(二五)學問所
借屋別

一、今般爰許の義、年寄立收被致世話、是迄町の巻表學問所の名目混雜致し、五井三宅兩家の中比より借屋と立候義も不埒に被存、此度相改、巻の奥へに、學問所別段に書顯し度由にて、町内人別の巻、家持巻の奥預り人の所は、是迄の通にて善太名前に致し、借屋巻の口に、學問所除地の内住居と申部を別段に立、兩家の人敷を記載、其次より借屋店からの者と書記し、學問所中人少なるにより、暫借屋巻を借候分に可致旨被相定、同十八日年寄御番所へ罷出、善太名前切替相濟候節、町の巻書改めの義も伺置、同廿一日御番所より年寄被招呼、巻の表例の通に可致旨被仰渡、町内巻此度より右の通り相改り候、

右の趣は、爰許此度初而の繼目故、後の證案のため委細書認候、尤最初死去届の義も、先格の通り、町の手を經ず候様の致方可有之候得共、倉猝の間不得已勢も有之、其通りに相成候、是等は後々に至り、臨時之處置可有之義と存候、尙又以後爰許表而の義は、此次に續記可然候、以上、

寶曆八年戊寅十二月

中 井 善 太

(二六)帶刀の
寄宿生を届
出つ

一、先達而松平遠江守殿家來田中清兵衛子清七、當校中致寄宿候節、其御藏屋敷留守居中島甚兵衛より、家中の者他所にて致逗留候へは、公邊御届候例故、右清七届罷出可申候、左候へは其方よりも

届吳候様にと申來候、右返答に、是迄帶刀の書生届に不及差置候例格故、今更相届候而は又例にも可相成候へは、罷在候事難致、不苦候は、其元よりの届も無用に被致度旨、先人申遣し、其儘に相濟候、寶曆九年巳卯、清兵衛退役、清七家督相續にて、不相替爰元致寄宿候に付、清七叔父東組與力桑原信右衛門より、先達而は清七部屋住の事故、其儘にも相濟候得共、最早遠江守家來に相立ては、他所逗留の届無之而は不相濟候、一方よりは届、一方よりは届無之と申も如何敷候、尤藏屋敷より届有之に付而、一應被届と申迄に候へは、以後の例にも構無之候、何卒學校よりも同日罷出吳候様にと頼來り、無餘儀口上書相認、四月七日御月番東御番所へ罷出、家老鈴木佐左衛門へ届申置歸り候、

(二七)將軍家
重薨去ま八
朔禮
一、十一年辛巳六月十二日、大御所様薨去、當年八朔御番所の禮、古屋甚兵衛へ承り合候所、重陽罷出可然由にて、祝儀物例の通相認、重陽兩方家老迄申置、

(二八)岡部町
東奉行卒す
一、十二年壬午正月廿日、東御奉行岡部對馬守殿卒去、廿一日善太東御番所へ罷出、廣間に於而弔意申置、

(二九)竹山、
新奉行に挨
拶の經緯
一、同年六月十一日、東新御奉行鶴殿出雲守殿御着阪、同十六日例の通御初入御歡罷出候處、是迄の勝手不存事故、先罷歸候様にと役人中被申、持參候品も被差戻候に付、先格に任せ罷出候義、尤御繁用の節に候へは、御目見は重而折を以仕候義も可有之事、上物は被留置、御序に御披露被下度存

旨申候所、初入の義はまた逢不被申候内、持參の品受納と申事難被致、先格有之候とも、此度は左様の義相改被申候間、持參の品致返却候、重而日限等も沙汰可有之候へは、何分罷歸候様にこの義不得已退出、勿論先例の通り、御着前西御番所へ罷越、言繼の事頼置候故、此度は云送りも經候事と存知、直に又西御番所へ罷越、家老右間違の義演説可然被云繼被吳候様に申候所、彼方より尋有之候は、委細可申通候へとも、左も無之候に、此方より申出候義は難相成との事、左候へは畢竟無益の義故、古屋甚兵衛に對談に及び、右の通演説、違而立入相願候杯申義は毛頭無之事に候へ共最初よりの由緒を以、不得已年來務來候義故、今更一方計り相務、一方には不罷出と申ては不相濟候へは、可然被云繼被吳度段相頼み、公邊に求有之者にては無之、最初公恩を以御取立の場所故、其御禮の心を以年來相務候と申、此方主意の筋明白に被仰立度段、詳に申述候所、委細承知にて、此度は無筋立入の向相改被下候所存に相聞へ申候、夫故先格と申ても、一應に承知無之事も可有之候、申込候意味致承知候、併手前は組違ひ故、羽津元右衛門此度の迎與力にて、諸事取計ひ候へは是より爲申込可申由甚兵衛へ申候、依之元右衛門より委細致演説被吳候、其後出雲守殿より西御奉行奥津能登守殿に、爰許の義直に御尋有之候所、能登守殿、左様の者不存との御返答にて、事六ヶ敷相成候由にて、甚兵衛より手紙にて西役所へ是迄立入無之由に相聞へ候へは、西初入より以來寒暑等務來の旨、書認越候様にと申來、則荒増認遣候、其返書を以元右衛門より重而通達有之、七月

四日東御番所に罷出候様にと、元右衛門差圖を以甚兵衛より申來り、右日限目見等先規の通無滞相濟候、尤御初入の義故、上物は扇子臺可然由にて、先格の銀子此度相改、以來御初入は扇子臺と相定申候、尤最初東御番所へ罷出候節、例の通刀持込候義を、次の間にて役人と思敷人見咎られ候様子にて、役所に於而ケ様の義有之間敷義など、高聲に相聞候故、此義も甚兵衛へ噂に及び、先規の趣致演説、役人中不案内にて卒爾に右の沙汰も有之候哉と申置候、是又通達も有之候哉、後日罷出候節は何の子細も無之相濟候、

(三十)一度士用伺を止む

一、同年六月士用伺は、東御番所は右間違の内故相止、西御番所計り相務候、

(三二)足立榮安學問所居住届

一、明和元年申の冬より、右塾に安達榮安爲致住居候、醫業の義は、差置候町の年寄並に家主より公邊へ一應の届可有之由、近來の公法故、善太寒氣見廻に罷出候節、御月番鶴殿出雲守殿へ罷出、相届候口上書左の通、

口 上

後藤佐一郎弟子足立榮安、此度學問所地内住居爲仕候、醫業の義に御座候故、御届申上候、以上

學問所預り

十二月十七日

中 井 善 太

(三三)足立榮安轉居

一、同二年酉ノ正月、榮安引移り相濟候故、町年寄へ書付を以其旨申遣候、則年寄御番所へ届け罷出

相濟候、同年九月、榮安宅替被致候、公邊届けは彼町内より有之、當町より其届に不及由にて、爰元よりも宅替の届には罷出相濟候、

(三三)竹山、
東奉行の子
に命名

一、申ノ十二月十七日、寒氣見廻罷出候節、東御奉行鶴殿出雲守殿御次男與三郎殿名乗書判印篆等、家老中を以御頼みに付、廿一日書付致持參候所、丁寧の御挨拶にて、廿二日家老中より手紙にて、諱字相定り候祝として、肴一籠送り給る、翌廿三日御禮の爲罷出、

(三四)奥津西
奉行退役

一、同年申冬、西御奉行奥津能登守殿、參府御轉役の沙汰も有之候故、例の通を以御暇乞罷出候、但し、此時は御參府相止、翌酉年十月、急御召にて御退役にて候、此時は御暇乞に出候人も甚少なく、勿論爰元よりは先達御暇乞相濟申候故、最早出不申候、

(三五)川口奉
行の子に出
教授

一、同戊年、川口御奉行永井監物殿御嫡傳九郎殿、讀書指南御頼み有之度旨、東御奉行鶴殿出雲守殿へ御頼みに付、正月廿八日東家老中より參り候様に申來り、廿九日罷出候所、右の趣出雲守殿より御頼みの旨にて、川口家老中々の手紙被相添、直に參り様子承り候様にとの事に付、晦日川口御役所へ罷越、家老幸田清兵衛へ對面、追而彼方より一左右可有之由にて、罷歸り候、其節亡父義、川口御奉行横山左門殿御懇意に預り、御子息内記殿、軛負殿學業指南も御頼みに付、度々罷出、手前へも、御兄弟毎々御越有之候趣、並に度々一分計りは罷出かたく、門人の内名代差出し候事坏演説致し申候、其得清兵衛より二月十一日罷越吳候様に申來り、初而傳九郎殿讀書承り、已後は三八の日、毎月六日內三日は直に參り、残り三日は名代差出し候様にとの旨、被相頼候故、名代は弟徳二

(仰齋)

並に門人の内早野英輔差出し可申旨に相定候、十二日入學束脩として使者到來、干鯛一折、樽代三百足相贈られ、十三日罷出候節、監物殿御逢有之候、刀持通候事は、二度目罷出候節、家老迄東西御番所務來り候趣相斷り、承知被致候、

但し、此方より參り候ての指南は、如何敷候へども、爰許は公恩を以御取立の場所故、三御奉行所抔より、右様の御頼みの筋にて罷出候は、爰元の役目の様に相成居候故、辭退は申かたく、已前より右の趣に務來り候事にて候、

(三六)學問所
創立の入割
を差出す

一、同二月十二日、東御番所より學問所興立の節の入割、町内より書付差出し候様に被仰渡候旨、惣年寄より當町年寄へ申來り、町内より承り合せに參り候故、荒増書付、年寄宛名に致し遣候、其表を以町内より書出し候由、爰元よりの書付、別紙に控へ有之候、

(三七)曲淵新
西奉行に挨
拶

一、同三月廿八日、西新御奉行曲淵甲斐守殿御到着、仍而是迄務來り候義、古屋甚兵衛より通達相頼み、勝手に罷出候様にとの事にて、四月五日先例の通罷出相濟候、持參の品三本入扇子臺、

(三八)西奉行
進物を辭す

一、同六月土用伺罷出候節、例の通進物の茶、前日に差出し置候所、西御番所にて、此度は諸方祝儀音物等一切御斷有之由にて、家老中より今日は初而の事故被留置、家老兩人も受可被申候、重而は決して無用との事故、先格の義申述候へ共、夫とも御斷御受無之由被申候、尤年來の格と違ひ、其上東西別段に相成候事如何敷、一應古屋甚兵衛へ相尋候所、何分仰に任せ、已後祝儀音物等相止可

然候、東西別段に相成候も苦しかるましく候、追而は又先格に戻り可申候へは、當奉行の内は、先其通りに致候様にどの事にて候、

(三九)西御番所
八朔禮

一、同七月廿八日、八朔御禮相務候節、西御番所は祝儀物仰に任せ相止候段相斷り、家中も手札にて申置候、

(四十)右塾普請
届出に就

一、同年門より西手右塾右塾なりの長屋、頽破に及び建直し申候、普請の間板圍の義は、町方家主より御番所に願出候事の由にて、口上書相認、七月廿八日八朔禮相務候節、御月番出雲守殿家老高田兵馬迄差出し申候所、其儀は用人共へ申通候様にどの事にて、用人宮内藤吾ね申述候得は、一兩日中是より沙汰有之へきとて罷歸候、其後一向御沙汰無之、八月十八日に至り、地方役所より使到來、明四時東地方役所へ可參旨口上にて申來り、十九日罷出候所、地方與力牧野平左衛門、控居候所迄被立出、是迄の例格等相調ラへ候事有之、事の外隙取、普請の手番等悪かるべく氣毒に候抔との丁寧成挨拶にて、先達而の口上書、少々文言の好み有之被差戻、則認直し直に罷出候へは、早速可申聞候條、板圍勝手に取掛り候様にどの事、且又取拂候節、又其届可有之、尤以來は普請等の義、地方掛りの義は、今日の通りに當役所へ届候様にどの挨拶有之相濟候、右認め直し候口上書の覺、左の通、

口 上

一、尼ヶ崎壹丁目學問所長屋、通り西手にて五間半の間、頽破に及候に付、此節修覆仕度奉存候、

右普請の間、六間之板圍仕度奉存候、御聞届被爲下候様に奉願候、己上、

戊七月廿八日

學問所預り

中 井 善 太 印

宛なし彼方より好みの文言右の通りなり、

但し、右の通板圍の届、廿日計隙取、普請の手番も不宜、旁内々承り合せ候所、普請等の事、三郷の内は何方にもせよ、地方役所の掛りに候所、内證より届候例は無之由、又爰元よりは何事によらず、中ノ口より罷出相届候、先例是迄終に表役所へ出候事無之故、此度の義も同様に相届候事、可答筋にも無之候、何分是迄學問所より普請等の義届に及申候先例は無之哉と、御番所御帳面等吟味有之候様の義にて、大に隙取申候、尤爰元學堂等最初建立以來は、普請の義無之、十六年已前の大普請も、表通りに構無之候故届に不及、其外一切先例の届無之に相究り申候、門前駒寄致候節の届は、小濱周防守殿へ、亡父直に言上致し、直に相濟候故、公儀御控へも無之筈、只今にては其義急度例にも致しかたく、依之最初に此度罷出候義は、其儘にて御聞届の義は、改め地方役所より申渡し可有之に相定まり、其調にて連日隙入申候、然所其呼出しの義、町への差紙にて申遣候筋には無之、役所より手紙にて可申遣やとの評議有之候へとも、三郷の内へ左様の例無之由にて、此義又々隙取、終に使を以の口上に相定まり申候由、此度は表役所へ罷出候事故、

(四)右塾普請成る

刀は家來に持たせ置候、裝束は繼上下にて候、罷出候節は、役所の横手より上り、地方役所よりの御使にて今日罷出候、通達相頼候旨、當番の同心へ申込、縁側を通り溜りの一間に差控申候、口上書認直し候義は、下宿等の事、平日一向案内不存候事故近邊知音の方にて相改、差出し申候、

口上

一、同十二月右塾普請相濟候故、十六日寒中伺に罷出候節、板圍取拂の事地方役所へ相届け、地方與力牧野平左衛門請取可申聞由にて相濟候、口上書の覺左の通、

學問所預り

戊十二月十六日

中 井 善 太 印

(四)古林正民右塾居住

一、新右塾に古林正民爲被住居候に付、同日寒中伺の序、御月番出雲守殿家老高田兵馬へ相届候、口上書の覺、左の通、

口上

一、醫者家傳古林正民、此度學問所地内に住居爲仕候故、御届申上候、以上、

學問所預り

戊十二月十六日

中 井 善 太 印

(四三)西御番
所への進物
解禁

一、同日西御番所にて、先達音物無用との仰により、當寒中迄は差控申候へとも、外々よりは先規の通り持參の面々見及候、殊更年頭には祝儀物持參不仕候考如何敷御座候、如何可致自家老中迄相伺候所、追而相尋置可申候間、近日以手紙承候様にこの事にて、同廿二日手紙遣候所、何事も先規の通相心得可申旨返答申來り、先格に戻り申候、

(四四)素讀出
教授を辭す

一、同四年亥正月五日、川口御番所へ罷越、素讀指南の斷申立、脚疾故御用捨に可預旨申述、御聞届有之相濟候、少々本意に背候事も有之、外にも様子有之、右の通斷に及候、

(四五)東奉行
の參府送る

一、同年冬、出雲守殿參府、見立例之通相務、

(四六)室賀新
東奉行に挨拶

一、五年子ノ七月、東御奉行室賀山城守殿到着、古屋幸五郎へ通達相頼み、同月廿日扇子臺持參、例の通相務、

(四七)竹山城
内登講

一、五年子ノ八月より大御番頭堀田出羽守様當御城御在番、兼而二條御在番の節より格別御懇意なるに付、御假館へ日々罷出、其後御請待を以、御城内へも内々を以、毎月三次宛罷出、講書等被仰付候、右の義は此度初而の例にて候、

但し、御城内出入は、出雲守様より若黨壹人仲間壹人送り迎被仰付、御家來町出人の札を以致出入候、雨天の節は、御乗物を以送迎被仰付候、尤右出入の義は、御城代松平和泉守様にも、御内々にて御聞届にて候、

(四八)尾州家
より竹山兄
弟に贈物

一、同六年丑の四月廿五日、從尾張様善太兄弟の御使者を以、羽二重壹疋宛被下置候、右は尾張様好學の良君に被遊御座、爰許の義も御國へは兼而聞へ有之候上、御家來當地御屋敷奉行中西與一右衛門師弟の因み有之、手前兩人事推獎の意も有之、自分公務の筋等も諸事内談に被及候様の義にて、右の賜にも及び、辭令は當地御屋舖奉行内外心安相談し申候に付、御用の御助けにも相成候故、右の通りとの義にて候、則翌日麻上下にて、御屋敷迄手札を以御禮罷出、其後中西より内意にて一紙口上書差出し申候様との義、案文被差越、左の通認差出し申候、

口 上

今般不存寄、羽二重壹疋御内々被下置、難有仕合奉存候、右爲御禮參上仕候、此旨御役人中迄宜被仰達可被下候、

四月 無日附
無宛名

姓

名

但し、御使者口上にも御内々被下置候との義、是は御家法の口上の由にて、御廳下方へ被遣候品にても、何事に不寄一切御内々と被稱候由、御家來の外へは、皆如此御内密に別段に御下置候と申義にては無之、やはり表立急度拜領仕候に相違無之候旨、與右衛門より内意の書中に委細被申越候、右口上書は料紙裏付に認、差出申候様にとの事にて候、

一、同八月甲斐守殿御參府、例の通見立相務、

(四九)西奉行
の參府を送
る

(五十)堀田大御番頭を送

(五十一)神谷新四奉行へ挨拶

(五十二)竹山入洛講書

(五十三)また尾物家より贈

(五十四)竹山江戸下向

(五十五)石菴遺稿を盗まる

一、同月七日出羽守殿御交代御發駕、片町迄徳二同道罷出、御暇乞申上、

一、同年十二月九日、西御奉行神谷大和守殿御到着、古屋甚兵衛を以務方通達、同月十五日例の通相

務、

一、同八年卯の四月より、堀田出羽守様二條御城御在番に付、御請待にて毎月壹度宛上京致し、講習

等相務候、

一、同年十二月、尾州様より丹後島壹反、金子五百疋被下置、前規の通御禮相務候、

一、安永元年四月、出羽守様御交代に付、御供致し江戸下向、七月迄逗留、同八月二條御番衆佐々木

新左衛門殿、長谷川主税殿同道にて罷登り申候、前後とも兩御番所へ届罷出候、口上書は唯江戸下

向歸阪とのみ認出候、

一、同年極月廿二日、三宅才二郎方へ夜四時盜賊忍入、先代の遺稿雜記の入候骨脚紛失に付、才二郎

甚當惑に及び、翌日善太、御月番神谷大和守殿へ御届申、並に御吟味相願候、例の通中ノ口より罷

出、家老上田惣左衛門取次に相濟、尤別段に急吟味等被仰付、當日早々盜賊方輿力より、下役を

以何角の様子尋ね來り候、右口上書左の通、

口 上

除地學問所の内住居仕候學主三宅才二郎宅へ、昨夜四時分表口より忍入候者有之候と相見へ、一

間に差置候澁紙包の柳こり二つ、蒲團二つ、行燈壹つ紛失仕候に付、御届申上候、右こりの内も反古入置候計りに御座候へは、何れも御吟味御願申上候様の品には無御座候へとも、右反古は才二郎亡父石庵書殘し候物にて、學流傳來の書ものにて御座候故、他所に取散し申候ては、一向無益の品に御座候へとも、才二郎身分には殊の外大切に仕り、平生出火等の節は、其儘取退申候様に、日比手當仕候程の義に御座候へは、何卒御慈悲の上、御吟味被成下候様に奉願上候、以上、

學問所預り

辰十二月廿三日

中 井 善 太 印

右の通認持參、外に紛失物の品書、委細に別紙に認差出し申候、

(五六)竹山上
京

(五七)學問所
門前の捨子
に就て

一、同二年正月、私用に付上京、右願出候、仰故往來とも口上書を以御番所へ相届候、

一、同三年三月廿四日の夜五時、門外軒下に捨子有之、恒例即刻町内より公邊に相届申候由にて、

此方は善太病氣名代として、家來左兵衛遣し、書付は町より差出候、壹通にて相濟申候、御月番は西奉行所、

但し、先人時代病中に捨子相之候、其節は町年寄新五郎別懇に付、早速會所へ引取養育致し、貰手も吟味有之、一切町より世話にて相濟候、併平生町役をも務不申候此方故、此義用脚は皆此方より辨可申旨申置、惣費用相渡候所、其後町内より時宜合にて年寄差略を以、費用の半は町より

辨可申との事、辭退致候へとも、達而其通りと申事にて相濟申候、只今の年寄立齋、右時宜合の義を心得違ひ、別事に町と揉合候事有之節、立齋より以來學問所に於て捨子有之節は、町より構申間敷との義申出候、此方は元より其了管故、是は以前の義を不被存、粗忽の事と存し、隨分承知の旨申置候故、此度最初より手前に引上致養育候、届の義は即夜丁代より先例の通り名代可然由申候、此度は自分に可罷出事かとも存候へとも、夜中と申、是式の義に態々出候もいかめしく存候上、何分先例くくと丁代頻りに申候故、其意に任せ申候、跡にて先年の義相調へ申候へは、先年は即夜町より出候のみにて、此方より代は出し不申、其後外に養はせ申候節、養親召連、此方より名代として家來徳兵衛差出し申候、町内にて心得違ひ候哉、但し枉而右の通申候哉、必竟如何様にて不苦候事故、其意に任せ候、其後近在にて養親聞立相定候節、町内より先方見届に可參由申候、此方より得と相改候事故、其儀に不及と申候へとも、是は常式故是非可參この事故、是又其意に任せ候、然所右捨子は最初より病身にて、當分養育の方にて病氣差重り申候故、暫く見合致、介抱爲申候、尤宗旨方與方内山藤三にて諸事承り合せ候所、以後公邊届右の義は、何事によらず自分に罷出可然との事にて候、勿論此方も其心得に居申候故、養親へ遣候伺書案文、町より差越候得とも、此方にては用不申、別に案文致用意候、

(五八)捨子死 一、同五月八日捨子致病死候故、御月番西奉行所へ善太罷出相届申候、町内よりも年寄代月行司加島

七届

屋九藏、丁代召連白洲へ罷出候、爰元よりは例の通りに罷出、當番所へ口上書差出し可申所、溜りの間に直に通可申由、溜にて口上書相渡し申候、早速御聞届にて、追付見改の同心可被遣由承り歸り候、右口上書寫控へ、

口上書を以申上候

一、去る三月廿四日の夜御届申上候尼崎町壹丁目諸役御免除地學問所軒下に捨有之候當歳の女子先達而御届申上候通り、惣身瘡氣相見へ申候故、最初より醫師古林正民治療相加へ罷在、瘡氣は聊快相見へ候所、急症差起り候に付、猶又右正民藥相用候へとも、療治不相叶、今日相果申候に付、此段御届申上候、御聞届被爲成下候様に奉願候、以上、

學問所預り

五月八日

中 井 善 太

一、同日見改の同心參り、改相濟、醫師口書取り、自分の書付二通計り相認、拙者より別段の書付入不申、先刻の届書にて相濟候由にて、直に被歸相濟申候、

但し、當日年寄より見改相濟候は、役人に付添、拙者醫師兩人とも會所へ直に可罷越候、尤會所にて町人其外末々迄の酒飯等用意可致など、様々の義申越候故、爰許の義は、左様の事には及申間布旨返答に及候所、決定右の通りと頻りに使を立、けはしく申越、最早時刻間も無之候、急

(五九)死亡せる捨子の處分に就て

に用意杯見苦敷申越候へとも、一向取敢不申候内、見改參り、丁代周助案内致し、出迎等の事迄やかましく申候へとも、是又取敢不申、見改相濟候節丁代同心に向ひ、直に會所へ御供可仕旨申候へとも、其儀に不及とて座敷へ通り、年寄病氣の代月行司呼寄せ、今日の義は爰元切にて諸事相濟、善太殿より直に御届にて頭承り被届候故、其方とも用事無之候、何も町内にかゝり合候事無之候間罷歸り、年寄へ此段申爲聞候へとて差戻し、丁代にも其方向も用事無之候、罷歸り候へと申付、其跡にて醫師口書を取り自分の書付も出來申候、當日風雨も強く候、旁右相濟候跡にて、暫休息被致候様にと、盃をも出し候へとも、達而辭退にて、直に坐を起申候故、町にては大に案に相違の体にて候、尤町方にて檢使等有之節は、跡にて謝禮を送り候事、同心常縁の様に相成有之候故、爰元よりも其心持は可有可然由にて、酒一樽三升、肴代銀子二兩相賜りて、厚く禮意申越候、將又丁代下役等は、ヶ様の節驅廻り候爲の役人にて候故、町方にては其分の事に候へとも、爰許は格別の義、尤此度何の役にも相立不申、却而様々の障礙を致し候へとも、夫は年寄の意地にて、無益なから少々は驅廻り候に違ひも無之、且又下賤の者の事故、少々の心付は致し遣候も可然存候故、銀子鳥目等銘々に少々宛遣し候へは、何れも甚恥入候様子に相聞へ申候、

一、同年九月、西御奉行神谷大和守殿御參府、折節善太遠方留守にて、御見立罷出不申候、

一、同四年乙未五月、西御奉行京極伊豫守殿御到着、古屋甚兵衛を以務方通達に及候に付、同人子息

(六十)神谷西
奉行參府

(六)京極新
西奉行に挨
摺

を以、此度御迎、與力安井新十郎へ相頼み被吳候所、此度は諸事急度御改有之由にて、是迄務來之趣、最初より爰許被仰付候荒増とも書付差出し候様にこの事にて、別紙案文の通り差出し相濟、六月十五日罷出例の通り相務候處、直に御對面被下、席上にて御息教授御頼みも可被成杯、御挨拶有之候、

(六二)竹山西奉行の二子等に出發授

一、同年十月、伊豫守殿より、御嫡八之助殿、御次男八十五郎殿教授御頼みにて、十一月より四九の日晝後より罷出、次向の衆も接伴に講習有之、夜に入候へは、講談御所望有之、伊豫守殿も大形御出席有之候、尤右講習は御嫡御居間にて相務申候、

(六三)西奉行よりの謝儀

一、同極月西家老箕原平大夫、寺田左内より手紙にて目錄到來、御息方謝儀の義故、別段拜謝には不罷出候、

(六四)西奉行竹山麻上下を贈る

一、同五丙申七月、右謝儀同斷、同極月家老寺田左内、黒澤新左衛門より文簡、目錄の外御紋付麻上下一具拜賜、是又別段拜謝には不罷出候、

(六五)西奉行また帷子を贈る

一、同六年丁酉六月定日罷出候節、西御奉行御居間にて、御紋付帷子親授拜賜、次の定日罷出候節、家老中迄謝辭申述、

(六六)學問所軒口修覆に就て

一、同十一月、表通り上の軒口修覆に付、軒下溝の中より柱を立、足代を組候、大通へは懸り不申候事故、公邊届には不及候義と存候所、町内より其様子見受、必届可有之義と、年寄より申越候間、

西家老寺田左内迄相尋申候へは、地方與力席上へ被招候て調へ有之、右の義届には不及候由にて相濟候、

(六七)竹山、
西奉行等に
講談

一、同年西御奉行御嫡八之助殿、江戸御下向、直に御在府、其已後は伊豫守殿より講談御頼みにて、御居間に於相務候、八十五郎殿御一所に御聽聞有之、公用人其外家中列座有之候、其比より刀は直に持通り候様にと有之、御次間の刀掛に懸置候、

(六八)竹山奉
行の酒席に
招かる

一、西御役所に於て、堺御奉行、川口御奉行杯の御酒宴の席へも、毎度罷出候様に被命候、

(六九)東奉行
轉役につき

一、同七年十二月、東御奉行室賀山城守殿御轉役御歸府有之候、其節善太不快に付御見立には不能出相濟候、

(七十)安永八
年の年頭禮

一、同八年年頭禮は、西御役所計相務候、

(七一)土屋新
東奉行に挨拶

一、同年五月、東御奉行土屋駿河守殿御到着、此度は西御奉行より御直に被仰繼被下、早速罷出候て、御初入御歡申上候、

(七二)諒闇中
出講を辭す

一、同年諒闇に付、(後桃園天皇十一月九日崩御)西御奉行所講談御定日、兩日御斷申上候、公用人箕原平六へ遣候手紙案文、左の通り、

以手紙啓上、然は諒闇の節は、私方學校に於て御觸流し承り候より十日の間、講談會讀諸稽古事一切相止、格別に相愼罷在候例に御座候、依之此度も一昨十日より來十九日迄、右の通り相愼み

申候、然る上は、來十四日並に十九日兩度の御定日御斷申上度候、可然様に御執達被下、御許容一被成下候様に奉願候、右御頼可申上如此御座候、已上、

十一月十三日

右之通、家老箕原平六迄申遣、相濟候、

但し、此已前に平六公用人より家老へ轉役也

(七三)竹山旅行に就ての届出

一、同九年子七月、播州龍野へ下向、直に但州城之崎へ致入湯候に付、道中驛場初て此方より直に先觸出之、從西御番所家老中添觸を以、致通行候、

先觸控へ

一、賃人足 五人、
内 三人、駕籠一挺、
二人、荷持

右は、自分儀爲學校用、來る十九日大阪出立、播州龍野迄罷越候間、書面の人足御定の賃錢、受取之宿に無滯差出可給候、此先觸順達の上、留より龍野城下目分旅宿圓光寺に御返し可有之候、以上、

大阪學問所預り

七月十八日

中 井 善 太 印

大阪より播州龍野迄

右宿々

問 屋 衆 中

添觸控へ、

大阪學問所預り中井善太より別紙の通先觸書差出申候間、其旨被相心得、御定の賃錢取之、宿々人足無滯差出、川越渡船場止宿等差支無之様に取計可給候、以上、

京極伊豫守内

七月十八日

井上 專 右衛門 印

箕 原 平 六 印

從大阪播州龍野迄

宿々

問 屋 中

年 寄

右の通此度相定り候譯は、是迄旅行の節、先代已來脇坂家家來分の事故、其名目にて道中驛場、何の支障も無之候へども、乍少分此場所預り居候て、公邊始表立の事、學校預の名目急度相立有之候所、旅行に限り他家を假唱へ候事、本意に無之候に付、西御番所へ相伺ひ、何卒自分の名目にて用の旅行、驛場差支無之様に致度旨申立候所、伊豫守殿御聞届被成、至極尤成儀、隨分自分の名目相立可申筈の事にて候間、自分に先觸差出し可申候、家老中よりの添觸可致仰付との義にて、案文

到來相認、御番所へ持參致候所、家老中兩人より連名の添觸にて、人足頭治兵衛へ被相渡、無滯致通行候、以後旅行の毎度に、右の通申立可然との事、尙又人足頭治兵衛へも、とくと申付置候由、家老中被申渡候、尤大阪人足は、御用並に紀國様の外は、諸大名方へも出し不申候由にて、以後とも此地よりの人足は出不申候、先觸計りは何時も出申候との事、箕原平六被申聞候、尤此旅行は、尼崎迄船にて參り、同所より相對人足にて、西宮へ罷越、西宮驛より繼人足に致候故、差構無之候、歸路但州よりは、相對人足にて道場河原迄參り、同所より繼人足、小濱伊丹と繼候て罷歸り候、